

平成29年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月14日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 2 議案第 2 号 御宿町駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 6 号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 7 号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 8 号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 9 号 平成28年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第10号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第11号 平成28年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第12号 平成28年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第13号 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	浅野祥雄君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	吉野信次君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	殿岡豊君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	埋田禎久君
会計室長	岩瀬晴美君	代表監査委員	綱島勝君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしく願います。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛に願います。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時32分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明をさせていただきます。

現在、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受け付け事務については、県内全市町村が千葉県町村会に委託をしておりますが、軽自動車の登録台数の増加等により、県町村会において事務を行うことが困難となったため、この事務を千葉縣市町村総合事務組合において取り扱うこととする規約の変更について協議があったため、地方自治法第290条の規定により議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

規約の第3条でございますが、総合事務組合の共同処理する事務について、第16号として、「軽自動車の賦課徴収に関する申告書（市町村へ直接提出されるものを除く。）の受付」を加えるものでございます。

また、1ページから2ページの、共同処理する事務とその事務を行う団体を規定する別表第2に、この第3条第16号の事務を共同処理する団体として、県内全市町村とすることを追加するものでございます。

附則といたしまして、平成30年4月1日から施行することとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第2、議案第2号 御宿町駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 本案は、現在、契約駐車場として使用している駅前町有地を時間貸し駐車場として供用するにあたり、条例を制定するものでございます。

条ごとに説明させていただきます。

第1条でございます。違法駐車や迷惑駐車による安全かつ円滑な交通の確保と、JR利用者など公衆の利便に資するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、町が設置する御宿駅前駐車場の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを制定目的としております。

第2条は、第1条の目的を達成するため駐車場を設置し、その駐車場の名称は御宿町駅前駐車場、位置は浜1672番地4と定めるものです。

第3条は供用時間でございます。終日供用を原則としています。

第4条は、駐車することができる自動車の種別と規格です。種別は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、二輪車を除きます。規格は長さ5メートル、幅2メートル、高さは2.5メートル以内としております。

第5条は、使用料に関する規定です。使用料の金額と納付時期、既納の使用料の還付について規定しています。

4ページ中ほどの別表をご覧ください。

使用時間により使用料を納付する一般駐車制の使用料は、60分ごとに100円とし、欄外備考2により、入場から24時間まで最大500円、24時間を経過した場合には、1日最大使用料に60分ごとに100円を加算することとしております。

また、別表注釈文の2段目、一月単位の契約制の定期駐車制は、一月5,000円と定めております。

戻りまして、第6条でございます。定期駐車制の場合の事前許可制を規定するとともに、許可の取り消しや駐車場を使用する権利の譲渡、転貸禁止などを定めています。

第7条は、緊急自動車等を駐車させる場合に、使用料の減額または免除をすることができることとする規定でございます。

第8条は、駐車を拒否する場合の規定です。駐車場の収容能力を越えるとき、区画線を越える荷物を積載しているとき、発火性、引火性、その他危険な物品を積載しているときや、施設等を損傷、汚損するおそれがあると認められる場合に、駐車の拒否ができることとしております。

第9条は、駐車場での禁止行為でございます。他の車両の通行または駐車の妨害、施設や駐車中の自動車を毀損または汚損するおそれのある行為、むやみな火気使用と騒音の発生や、ごみ等のポイ捨てのほか、営業、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害することなどを場内の禁止行為としております。

第10条は、事故等の免責について定めるものです。天災、盗難、衝突その他事故等により、駐車場で使用者または第三者がこうむった損害に対して、町は一切その責を負わないことを規定しております。

第11条は、損害賠償義務を定めるものです。使用者の責めに帰すべき理由により、施設等の毀損、汚損または滅失した場合の町長への報告義務と、原状回復または損害賠償義務を規定しています。

第12条は、偽りその他不正な手段により使用料の支払いを免れた者から、免れた額に加え、その免れた額の2倍に相当する割増金を徴収することができる旨規定しています。

第13条は、工事、積雪、天災その他の理由により、必要な場合、駐車場の全部または一部の使用を休止することができることを規定しています。

第14条は、指定管理者による管理について定めるものです。法人その他の団体で町長が指定するものに駐車場の管理を行わせることができることとし、第2項は、指定管理者による管理を行う場合の読みかえ規定でございます。

第15条は、指定管理者が行う業務の範囲を定めるものです。駐車場の利用の許可及び取り消し並びに利用の不許可等に関する業務や駐車場の利用料金に関する業務、駐車場の管理運営に関する業務等を規定しています。

第16条は、指定管理者による管理を行う場合において、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができること、利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めること等を規定するものです。

第17条は、本条例規定以外の必要事項について、規則への委任規定でございます。

条例の施行期日は本駐車場の完成日以降とし、規則に規定いたします。

また、今後の予定でございますが、現在の駅前駐車場の契約車両は、10月1日からJA脇の駐車場に移動していただいた上で工事を開始いたします。契約車両の移動につきましては、契約者全員の了解を得ております。

また、指定管理者による管理を予定しておりますが、指定管理者の指定につきましては12月議会にご提案させていただく予定で、供用開始は、機器の塩害対策に3カ月程度を要しますので平成30年1月以降を予定しておりますが、工事の進捗により、完成次第供用したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町駅前駐車場設置及び管理に関する条例というご提案であります。まず基本的なことから伺いをしたいと思います。

まず、今回のこの条例のもととなつてございます駐車場整備ですね、それは事業費で、工事費がいかほどなのか。それから、管理条例ということであるわけでありますので、結論といたしますと費用対効果という言葉に凝縮されるかと思ひますけれども、いわゆる維持管理費ですね。

それから、これは料金を取りますので、いわゆるこれは民間でもできる事業だというふうには理解をしておりますので、民間との競争と申しましうか、民間との調整ですよね、そういうものをどういふふうにかつていふのか。

それで、管理費の中で今、駐車場料金1台につき1時間100円、最大日額500円ですか、それから1台につき一月5,000円というご提案でありますけれども、これで100%365日稼働ということもあろうかと思ひますけれども、一般的にこういうものを設置したら、例えば60%稼働、70%稼働、80%稼働ということは、当然調査済みだろつと思ひますね。そういうものは幾らであるのかと。

それから、先ほどの最後の提案の中で、指定管に資すると。そうすると、多分これが上限になつて、指定管がその中で自分の利益の中で参酌をかけるということが、この御宿町での指定管の契約内容であつたかというふうには理解をしております。

そうした中で、全体コストが幾らかかるのか、それから最大で、町に収入が入つてくるのか入つてこないのか、それから、民間との競争の中でその辺はどうされるのかを含めまして、説明を求めたいと思ひます。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 工事費でございますが、1,335万1,000円を予定しております。また、民間との差でございますが、駅前に本年4月に同じようなゲート式の駐車場ができましたが、そこが1時間500円ということで同じでございます。また、月極の駐車場が幾つかございますが、そちらについては一月4,000円との価格がその辺で統一されているところでございます。

民間との調整ということでございますが、先行してできているゲート式の駐車場と同じ水準にということで、うちのほうも最初はもうちょっと高い設定にしようかなと思つていたんです

けれども、そちらにできてしまったということで、それより高くもできないし、下げるとまた民間の皆さんにご迷惑もかかるということで、一旦は同じ金額でスタートさせていただきたいと思っております。

また、稼働率でございますが、30%ぐらいの稼働が見込まれると思っております。ただ、もともとの趣旨が、月極の駐車はある程度そっちこっちとめることができるようになっておりますが、ちょっとしたお出かけに車をとめるところがないというようなところの解消の点もございますので、必ずしも30%のもくろみどおりいくかどうかというところですが、一旦は30%と見込んでおります。

また、指定管理者でございますが、この条例の中では、一旦入った収入は全て指定管理者のものとする。その中で町への還元金ということで、これから協定を結ぶ中でその割合を決めていくわけですが、全く町に入らないということではなくて、ある程度のものはお返ししてもらおうような協定にしようと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 稼働率30%ですね。既に民間との競合の中で、当初設定額を下げた提案にしたと。

それから、今の民間業者ですけれども、1時間500円というような説明だったような気がしたんですが、それは1日500円でよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○10番（石井芳清君） はい、わかりました。

それから、維持管理費は先ほど質問いたしましたか、維持管理費は今後どの程度かかってくるのかと。要するに、当初のインシャルコストが1,335万1,000円ということですよ。それから、電気を使うとか使わないとかは全然わかりませんが、一般的にカード等で、多分口頭の契約システムじゃないと思いますので、こういうバーの上げ下げを含めた、ちょっとわからないんですけども、ゲート式だとすると一定のそういう電気とか何か、それから当然、駐車場を照らす電気だとかを含めて、いろいろなそういうものも必要になってくると思いますので。

それから、もしそういう機器を設置したとすれば、御宿町はやっぱり海岸に近いので、塩害等による故障等もあるわけでありますので、そういうことも含めて維持管理費をどの程度見積もっておられるのか。

それから、障害をお持ちの方も当然利用されるというふうに思うんですけども、また、け

がをされた方とかが当然いらっしゃるわけでありますので、病院に行かれるとかということになると思いますけれども、そうしたような配慮はどのようにされるのか。

それから、これだけを見て非常にわかりづらいのは、1カ月契約の固定したスペースと、時間貸しの自由スペースがあるということだと思っんですね。今回のところは協会の脇だと思っんですけれども、場所は、よろしいんですよね、位置は。それで、毎日見ると、ほとんど何台もとまっていけないわけですね。ところが、たしかほとんど全部契約されていると思っんですね。

例えば、あいているのに満車表示になるのかならないのかよくわかりませんが、誰かそこに立っていて満車だよってやるのかどうかわかりませんが、そういうところの説明責任と申しませうか。それから、よく近隣でも自治体が設置して塩害で壊れて、昼間壊れるならいいんですけれども、夜最終で帰ってきてゲートがあかないと。ゲート方式にするのかどうかよくわかりませんが、ということも含めまして、どういうふうになっているのかという現実的な運用。多分そういうものが、次の議会に提案の予定の指定管ですか、その中に細かく記載されるのではないかというふうにおもっわけでありませう。

それからもう一つは、この1,335万1,000円で今後工事を行うということでありませうけれども、では供用開始はいつごろになるのかということも含めまして、説明を受けたいと思っませう。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼いたしました。

維持管理費につきませうは、これから間もなく機器の入札を行います。その機械によってかなりの維持管理費の差がございませうので……。

（石井議員「全然ないんですか、額については」と呼ぶ）

○企画財政課長（田邊義博君） 今のところは、ちょっとその辺のほうははじいておりませう。

また、障害者の件ですが、障害者のブースは幅の広いところを1つ、一番駅に近いところに設けさせたいませう。

また、先ほどの夜間対応のお話ですが、これはゲート式を考へておりませう、夜間については警備保障に委託するようになっておりませう。何かあればそちらに連絡が行って必要であれば人間が来るし、来なければ委託している会社のほうで、遠隔操作で通信しながらゲートをあけたり閉めたりできるようになっておりませう。

それと、月極の場合のあいているのに満車表示ということですが、当然、満車の表示は出ませう。また、その辺については大きく記載をしまし、契約者と一般の混在する駐車場なんだということはお周知してまいりたいと思っませう。

供用開始でございますが、先ほども申し上げましたとおり1月以降を考えておりますが、工事の進捗で早目に完成してしまいましたら、なるべく早目にしたいと思っております。

ただ、12月議会で指定管理者のほうをお願いいたしますので、それ以降ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

やっぱり公務員の考えることで、まずこの土地をいつ、幾らで買ったのかと、これが抜けているんですね。先祖伝来の土地だったら、ただという感覚でもいいんですけども、多分借金して買ったと思うんですね、これであると1,350万ですから。普通の民間の私たちだったら、ある程度ペイする形で運営していくと思うんですよ。その感覚が全くない。それは典型的な公務員の話なんです。私たちだったら、土地を幾らで買って、この工事費が幾らだったら、普通ある程度返済を考えますよね。全くその意識がないんですよ。だから典型的なこの話なんです。そういう中で、まず設管条例については賛成いたします。まず、それ一点ですよ。

それと、委員会で図表を見ましたけれども、月極と時間貸しという比率はあれでいいのかと。

それと、これは指定管のときに話し合うと思うんですけども、指定管自体も当然そうなるんでしょうけれども、まず一点、指定管へのお願いは、管理者に赤字が出ないような形をとっていただきたいと。

それは観光協会がやるか、周辺の業者がやるか、ほかの業者がやるかわからないけれども、もし協会であったならば、前の条例は赤字があった場合の負担というものが記載されていなかったという中で、大変協会は苦勞しましたので、その辺赤字にならない程度、大もうけにならない程度。町も考えてみれば、土地が幾らでこれを足して幾らの、その辺の返済とまでは言わないんですけども、ある程度一般財源として使えるような形をとっていかないと、なかなか難しいのではないかなと。

というのは、15条に駐車場の利用に関する料金に関する業務とありますから、これは指定管のときになるんでしょうけれども、出てきたときはもう決まっちゃいましょうから、この料金以下なら可能だと、これは別表、5条に関係するものんでしょうけれども、これ以下だったら可能だという形だったらまたディスカウントも可能でしょうし、上限を超えることはできないけれども下限だったらいいという話ですよ。

その辺をしっかりとっておかないとわからないし、わざわざ足を出す必要もないと思うんです

けれども、その辺をどうするのかというのと、委員会で聞いたようにその比率ですね、駐車場の月極と時間貸しの。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 当該土地に関しましては、平成9年3月31日に943万4,575円で購入しております。また、指定管理者に赤字が出ないようにということでございますが、その点には配慮して料金設定、ディスカウントにいたしましてもあらかじめ町長の承認が必要でございますので、その中で無理のないように設定していきたいと思っております。

また、おっしゃるとおり、月極駐車場の台数の比率につきましては、今後指定管理者との協議の中で決めていくわけですが、結局その部分が恒常的に入ってくるお給料みたいな部分になりますので、その点はなるべく配慮をしながら、赤字の出ないような比率にしていきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

ということは、大体2,200万ぐらいこれはかかっていると。土地の返済は一括で終わっているんですか、それともまだローンが残っているのかという話と、先ほど言われましたけれども、この維持管理費が今もってわからないと。警備保障も入るでしょうし。そうすると委託が2件になるわけですね。指定管理をやって、機材の要するに保障会社みたいなのと、二通りの保障を1つの場所でするわけですね。

それは、指定管のほうで警備会社と保証契約するのか、町がするのかという中で、これはいつの予算で、まだ入札が終わっていないと、ちょっと遅いんじゃないですか。

それはわかるんですよ、塩害仕様のものとか何とか言っていますけれども。だって、全体がわかっている事業執行していくわけで、入札もまだ終わっていないと。機具によっても維持管理費も違ってくると。じゃ警備保障はどうなるんだと。指定管理したところに二重の、今度また警備保障、機材の管理をやっていくと、ダブルになっちゃいますよ、その辺がはっきりしない。じゃ、一括して管理という話がなくなってくるじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 警備保障のほうでございますが、こちらについては指定管理者のほうで委託をかけていただくような形になって、町のほうはその部分については手をつけない予定でございます。

また、入札が終わっていないという、確かにそうなんです、こちらは今現在、4月から普

通に月極で使っている方がいらっしゃいますので、直ちに移動してくださいと言うわけにもいきませんので、9月末までの契約が残っております。10月1日からJAのほうに動いてくださいというようなご案内を差し上げておりましたので、工事はいずれにしても10月以降と考えておりますので、そもそもこの時期の入札を想定しておりました。

土地代の精算のお支払いの話ですけれども、ちょっとこれは確認させてください。後でご報告させていただきます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） あなたの前の話だと、入札が終わって、要するに機具に対する塩害の工事があるという中で、結構時間がかかるという話は聞いた記憶があるんですよ。だから、これだけたっているわけですよ。立ち退きの話も9月に承知していますよ、10月1日か、半年だからね。10月1日の契約もわかっていますけれども、それが設置管理条例と指定管は別かもしれないけれども、一緒だって可能だったわけなんでしょうけれども、物はできていない、また入札も終わっていないと。差額がいっぱい出るように期待していますけれども。

ちょっとその辺、事務の執行がおかしいんじゃないですか。物がわからなかったら入札はどういう形で、まあわかっているんでしょうけれども、維持管理がわからないと。維持管理がわからなかったら先が出ない。

配分だって、僕らは図面を見ているけれども、あのおりいくのかどうかと。図面が出れば、あのおりだったら月決めで掛ける幾らで5,000円で、このとおりでいけばそれが安定収入という形と、あなたが言ったように1日10台ぐらい入る予定だと。それは幾らかわからないけれども、そういうものを計算していけば出てくるわけじゃないですか。まだ物ができていないで実行していないんだから、予算ですから、指定管じゃないですけれどもね。予定のものが当然いまここへ出てきていいわけで、概算のものが出るわけじゃないですか。

だから、はっきり言って事務がおくれているんですよ、入札が終わって工事は後でいいじゃないですか。入札をやってすぐ工事をやらなきゃいけないんですか。そうじゃなくて、私たちもあそこへ月決めで入っている人がいるのは承知していますけれども、その人たちに出てもらおうというのは前から言っていてそれは了解しています。それで、今度は移動のときは、遠くなって舗装もないということでダウンするという話も聞いております。それは大変いいことだと思っています。

この設置管理条例も指定管理も、要するに町の業務のスリム化の中でいいと思いますよ、ぜひそうしていただきたいと。ただ、今事ここに至ってまで全く概要が見えない。一番肝心な形

が見えないじゃないですか。そうしたら、指定管だって一緒に出られるわけじゃないですか。だってこれ、予算をとったのがいつか私はわかりませんけれども。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ちょっと入札が、事務が遅いということは、大変私どもの不手際で申しわけない部分もございますが、今まで年度が変わりましてから、この間委員会でお見せしましたような、このような図面をつくるための測量なども時間を要しております、ただいまの時期になってしまったということがございます。

また、維持管理費等につきましても、入札が終わった段階で、またしかるべき委員会等で説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） ほかに。

1 番、瀧口義雄君。

○1 番（瀧口義雄君） 瀧口です。

先ほど申しましたように、変な話、今のお話だと みたいなことはやらないでいただきたいんですよ。要するに、営業ではないんですけれども、投資した金額のある程度は一般財源に入るような形のものをとっていかないと、ずるずる金が出て民間なら会社潰れますよ。

何でかという、民間の人だって、例えば役場であそこでやると言ったら、僕はやらなかったんじゃないかなと思っていますよ。同じものが2つあってというのを考えると、いろんな形で不都合が生じていると思えますよ。目の前にあって行政がやるという形のものがあったら、私だったらやりませんけれどもね。

そういうものの不都合も生じてきているわけじゃないですか。だからいろんな意味で、いい形で駐車場ができる、これ自体はいいと思うんですけれどもね。民間の人だってあそこで行政がやりだしたら、僕も駅のところを使いますけれども、ちょっとその辺も不都合があるし、2,200万ぐらい長い年月をかけて返る形で、それを一般財源でどう有効的に使うかは、またそれはあなたの担当でしょうから、多少なりと戻るような形をとっていただきたいということです。

それと、それでも言っているのは、協会に足を出させるような契約はしないでいただきたいと、なかなか難しいんですよ。これは答弁はいいです。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第3、議案第3号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長(殿岡 豊君) 議案第3号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本改正に至る経緯でございますが、国において公営住宅法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成29年4月26日に公布されました。

公営住宅法に係る改正の主な内容でございますが、大きく2点あり、1点目は、認知症患者等の公営住宅入居者が家賃算定の基礎となる収入の申告をすることが困難な場合に、官公署が必要な書類を閲覧し家賃決定できる旨の規定が整備されたこと。

また2点目は、低額所得者の居住の安定を図るため、必要に応じ明け渡しの基準を一定の範囲内において条例で定めることができる旨の規定が整備されたことです。

これに伴い、関係法令である公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則において条項の追加が行われたことから、条文を引用する御宿町営住宅設置管理条例において所要の改正を行うものです。

なお、今回の改正につきましては、町営住宅入居者の収入実態等を踏まえた上で、条例により明け渡し基準を新たに設けることはせず、法改正に伴う引用条項の校正のみを行うこととしております。

条ごとの改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、本議案の2枚目をご覧ください。表右側が改正前、左側が改正後になります。

第11条、第12条及び第14条につきましては、引用法令である公営住宅法施行規則において条の繰り上げ、繰り下げ処理が行われたことから、引用箇所についてそれぞれ所要の改正を行うものです。

続いて第38条、次ページに移り第39条関係でございますが、同じく公営住宅法施行令の改正に伴うものであり、引用条項の整理をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

本条例は上位法の改正に伴うということで、本案の内容については大体了承いたしました。

関連でございますが、本条例案に関しましていわゆる漁民住宅ですね、それからこういう公営住宅というのは住宅法の中で、今こういう経済状況、町民の暮らしの状況の中で、その重要性というんですか、イン・ケース・オブ・エマージェンシーというか緊急時の避難処置というんですか、対策を含めまして、それから災害対策を含めまして、非常に私は大きな意義というか意味といいましょうか、重みのある事業の一つかなというふうに思うんですね。

要するに自治体の一つの仕事として、大きくやはり今クローズアップしている分野ではないかというふうに理解をしているわけですが、そうした中における岩和田漁民住宅の進捗状況並びに現状の住宅の状況ですね、入居状況を含めた、最近の申し出状況等も含めまして、報告できるものがあれば、この際ですので報告を求めます。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず住宅の入居状況からご報告をさせていただきます。

公営住宅は議員の皆様ご存知のとおり、岩和田団地、富士浦団地、矢田団地それぞれございまして、岩和田団地につきましては、当初24軒の戸数がございました。ご承知のとおり、ただいま岩和田団地の廃止に向けて準備を進めているところであり、現在の入居状況につきましては11軒というような状況になっております。

また、矢田団地が全部で20戸戸数がございまして、今現在の利用状況が19戸の入居になっております。また、富士浦団地につきましては10戸の住宅がございまして、全て埋まっているよ

うな状況です。矢田団地の19戸、1戸あきにつきましては、これまでずっと懸案だった案件がやっと今片づきましたので、これから整理をした中で移転の準備を進めてまいりたいと考えております。

また、利用の実態につきましては、現在、岩和田住宅については政策空き家ということで、順次あきが出て追加で入居することはしないという政策空き家の形態をとっておりますが、ただいま石井議員さんご助言のとおり、イン・ケース・オブ・エマージェンシーというようなお言葉もございましたが、災害等が発生した場合には緊急で荷物の避難とか、どうしても一日、二日という短期で住宅にお困りの方が出た場合には、可能な範囲で荷物置き場とか、仮に一日、二日程度の寝泊まりとかというときには、大規模な台風等の災害が出た際にはご利用いただいているというような実態です。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4、議案第4号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

金井教育課長より議案の説明を求めます。

金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 議案第4号 御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

御宿台公園テニス場及び御宿パークゴルフガーデンは、平成27年度から町が管理運営をしておりますが、現在の使用料については条例第7条の使用料減免規定に基づき、指定管理者が管理運営していた平成26年度と同額の料金を適用しています。

今回、御宿台公園テニス場を改修するにあたり、近隣自治体の砂入り人工芝コートの使用料や現在適用している料金を踏まえ、新たにテニスコート使用料を設定するほか、パークゴルフガーデンの使用料については、現在特例で適用している料金を正式な料金とするため条例を改正するものです。

それでは、議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

今回、本則の改正はございません。

別表、御宿台公園テニス場ですが、改正前、1面1時間当たり1,000円の一律料金から、町内町外、及び学生、一般の利用区分ごとの料金設定に改正するものです。町内は小中学生が100円、高校生が200円、一般が300円で、町外はそれぞれ300円、500円、1,000円とするものです。

次に、別表、御宿パークゴルフガーデンですが、改正前の利用区分1人、1人というのは1日の利用ということになりますが、1日もしくはパスポート1カ月の利用区分に、新たに1回18ホールという区分を加え、その料金を学生300円、一般500円と定めるものです。

なお、1日料金及びパスポート料金につきましては一般料金の見直しを行い、それぞれ1,000円を700円に、5,000円を4,000円に改定するものです。また、クラブ及びボール使用料の300円ですが、貸しボールを1個100円とし、クラブについては無料貸し出しとするため料金表には掲載しておりません。

附則につきましては、本改正条例の使用料は、現在工事中のテニスコートの開設に合わせて適用させることから、この条例は規則の定める日から施行することとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

新しいコートができるという形の中で、それに伴って料金改定と、これ自体は大変いいと思っています。そういう中で、お金を取る施設でございます。じゃ、28年度決算でパーク、テニスの人件費、光熱費、管理費を含めて幾らだったのか。それで収益ですよ、料金が幾らで。これを改正したことによって、どういう加減があるのかと。加減のほうは予想になっちゃいま

しょうけれども。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、初めに平成28年度のパークゴルフ場及びテニスコートの収支についてご報告をさせていただきます。

まず使用料、歳入のほうですが、パークゴルフの使用料が210万7,100円、テニスコート使用料が72万4,400円の、合計283万1,500円になります。

歳出のほうは、臨時職員1日2人体制ですが、休暇等ございますので3人の雇用をしております。そのほか修繕費、消耗品、燃料費、電気、水道、電話等、また御宿台区にお支払いする維持管理費を含めまして支出が合計642万409円となっており、収支につきましてはマイナス358万8,909円となっております。

実際の料金改定に伴う利用でございますが、基本的に町内は現在の利用料金とおおむね同じで、基本的には町内のクラブが2つございますが、半分がその方たちのパスポート利用になっておりますので、余り大きな料金の増は見込んでおりません。テニスコートが新しくなるということで、まず現在、小中学生のみでの利用はございませんが、その辺の利用が増えるということと、町外の方のほうもコートが新しくなるということで、大会等をグループでやられている団体もおりますので、そういったところに広く広報等を行いまして利用率のほうは上げていきたいとは思っております。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

テニスコートに関してなんですけれども、芝入りの人工コートだということで、都内あるいは船橋から市川、あの辺は土日はほとんど予約がとれないと、民間でやっているのも公設でやっているのも。という中で観光協会、宿泊関係の人と協調して、ぜひ宿泊パックの設立を、あなたのほうじゃなくて協会のほうなんだろうけれども、そういう形で連動していけば、大変関係者は予約がとれないという形を聞いております。金額も、御宿はそこそこそういう状態ですから、ぜひそういう形を協会、宿泊関係の方と協調して利用率を上げていただければ、お互いにいいのではないかなと。これはご提案ですから、結構です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ご説

明いただいているのは教育委員会ということでありまして、いわゆるこうした設置、また料金ですね。いろいろなところで使用料ということがあろうかと思えますけれども、私は経営的観点と、もう一つ行政というのは、いわゆる言葉として行政効果と一般的に言われているわけだと思えますけれども、例えば、教育委員会でこの運動施設ということであれば、一つ先ほどの説明の言葉にもありましたけれども、教育効果ですね。

それから、町民、広く利用者の健康増進を図る効果と、やはりここは抜かしてはならない、基本的にそういう形で運営されているというふうに思うんですけれども、そのために税金をどう投入していくのかと。

ですから、その一つの局面が金額としては出てくるわけでありましてけれども、やはりそういう観点での運営というところは、事業系と少し私は違うのではないかと。さらにそれを膨らまして観光とかさまざまな形に、町民の皆さんが利用されるということのを省くというか、するわけではありませんけれども、やはりそこをきちんと据えるというのがもともとの教育委員会の基本原則だろうというふうに思いますし、だからとっていただけに経費を、いわゆる税金を投入していいかということは全くならないので、そこを参酌しながら運営するというのが、私は一つ基本に置くべきかなというふうに考えるんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず、教育効果の部分になりますけれども、現在、御宿中学校にもテニス部がございます。また、高校生や大学生に進んでテニスを続けている町内の方々も多くいらっしゃいます。

そうした中で、今まで御宿町にはいわゆる砂入り人工芝コートがなく、ほかで練習をしたりということもございますし、また、中学生、高校生の試合は公式試合が砂入り人工芝コートということで、そちらにふだんからなれ親しむということでいろいろな効果も出てくると考えておりますので、中学生の部活動、学校の中にもきれいなコートはありますが、試合等に向けて利用していただけたらと考えております。

また、御宿町は元気な高齢者の方が非常に多くおまして、公民館でやっているさまざまな教室にも積極的に参加をしていただいております。テニスクラブも2つのクラブがございまして、60人ぐらいの方がメンバーとして登録をされており、週2回練習をされております。

そうした方たちにご利用しやすい施設となるよう、料金につきましても郡内や近隣、鴨川市等比べましても、町内の方は若干安目に設定をさせていただいて、できるだけ身近なところに

あって利用していただけるような形で考えております。

あと、中学生等の試合も今までほかの市町村を使っておりましたので、積極的に体育会等を通してPRをさせていただいて、多く利用していただきたいとは考えております。

また、先ほど瀧口議員のお話にもありましたとおり、千葉市内のほうにテニスコートはいっぱいありますが、かなり利用率が高いと聞いております。県内のテニスクラブのホームページやいろんなテニス関係が見る方たちのホームページにも、積極的に6面人工芝入りコートがあるということをPRさせていただいて、利用率の向上にもつなげたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。基本的には、私の質問には同意されたことというふうに理解をいたしました。

今般のテニスコートの改修ですが、確かにテニスコートそのものがメインであったというふうに理解をしておりますが、その中で附帯施設ですね、通路でありますとか管理棟ですね。今、公共施設というのはいわゆるバリアフリー、ユニバーサルデザインが当然求められているわけです。そうした中で、せっかく工事に入るのであれば一体に改修を進めて、いわゆる障害をお持ちの方でも安心して利用できるようなそういう条件整備をすべきでないかというのが、たしか委員会等でも出ておったかというふうに伺っております。

その辺の整備状況、それからせっかくですので、この議案につきましてもこのテニスコートは幾らかかったのかということも含めまして、あと、私が今質問している部分の、いわゆるバリアフリーというかユニバーサルデザインの関係がどこまでできるのか、そしてまた、それがいつ供用されるのか、開始時期ですね、それも含めまして答弁を求めます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、初めに今回のテニスコートの改修の工事に係る費用等をご報告させていただきます。

テニスコートの改修工事につきましては7月7日に入札を行い、日本体育施設株式会社、東京に本社がございますが、東関東営業所が千葉市稲毛区がございます。そちらの業者が施工をすることになっております。落札価格ですが、消費税を含めると3,456万円です。当初の設計額よりも、落札率としては約80%での落札となっております。現在、9月1日から工事のほうを開始しております。天候等いろいろな条件がございますが、おおむね11月上旬から中旬までには、テニスコートの改修自体は終了する予定でございます。

附帯工事に関してでございますが、今議会の補正予算のほうに設計費を組ませていただいておりますが、現在想定をしております附帯工事は、まず既存の休憩所、ベンチと屋根がついているものがございますが、そちらがかなり老朽化が進んでおりますので、そちらを撤去、改修することと、数が非常に少ないということでございますので、新たに増設を予定しております。

また、消防署、救急車等が近くでございますが、スポーツをする施設でございますので、とっさに何があるかわかりませんので、AEDを設置させていただきたいと考えております。

また、現在、利用者の方からも不便であるというご意見をいただいておりますので、屋外用の時計の設置、また、今回、砂入り人工芝コートということで随時砂を補充する必要があるでございますので、補充用の砂等を入れる用具倉庫の設置を考えております。

また、障害者の方の対応ということでございますが、駐車場のほうに3台分を2台にしまして、その2台に障害者専用車の駐車スペースを確保したいと考えております。

また、コートに入る入り口のところに段差がございますので、そちらのほうにスロープを設置し、また現在のコート入り口が普通の開閉式になりますので、そちらをスライド式にしまして、プレーされる方もそうですが、一緒にテニスを観戦する方が車椅子等でもスムーズにコートの中に入れるようにスライド式にしたいと考えております。こちらにつきましては、今後、設計等を踏まえ、入札をしたいと考えておりますが、おおむね2カ月程度かかるというふうに聞いておりますので、附帯工事のほうの終了は11月30日ごろを予定しております。

そうなりますと、基本的に12月からの供用開始になりますが、テニスコートの面につきましてはそれより前にできておりますので、オープンに際して住民の方々に何かしらの形で利用をさせていただいて、正式な供用開始は12月ごろを想定しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

そうしますと、今度の改修で、いわゆる障害者の方も利用やそれから観戦ですか、そうしたことが可能になるということによろしいわけですね。わかりました。

なかなか障害者の方が今運動する機会、チャンス、場所というのが、都会でもそういうのは大分、最近では整備されてきたというふうに向っております。

先ほどの駐車場につきましても、そういう配慮もされるというふうに向っておりますが、やはり高齢者の町ですので、そうしたことを情報として発信をすると。そうしますと、例えば障害者団体のテニスの競技であるとか、そして郡内程度であれば充分受け入れられるんじゃないかというふうに考えておりますし、町内にもたくさんいらっしゃいますし、そういう面では、

町なかのバリアフリーの研究をされて冊子にされているそういう方も、御宿町には前からそういう蓄積もございますので、そうした障害者に優しい町づくり、障害者にも楽しめる町なんだ、そういう方にも来ていただくんだ、泊まっていただくんだと。

それは今度、ほかの事業部になるかとは思いますが、私はそうした膨らみというものを持ちながら、また高齢者の方がたくさんいますから、知恵も力もかしていただきながら、そういう今の日本、次の世界と申しましょうか、これからの課題を私たちは切り開いていくんだと、そういう端緒も、小さくないですよ、3,500万という投資というのは。そういうところも含めて大きな広がりを持っていますんじゃないかという個人的な思いなんですけれども、その辺については町長のほうがよろしいでしょうか。いかがでしょうか、町長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、御宿町は非常に広く国際交流も行っておりますけれども、障害者の方々も含め、またインバウンド観光もこれから徐々に進んでくると思いますので、そういったPRをぜひしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午前10時35分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5、議案第5号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） 議案第5号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします補正予算案につきましては、職員人件費の調整を行うほか、水道本管バルブの老朽化により緊急に更新する必要がある箇所があることから、所要額について追加をお願いするものです。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用に40万3,000円を追加し、補正後の水道事業費用の総額を3億3,298万4,000円とするものです。予算の追加に伴う財源、キャッシュフローについては、当年度純利益見込額にて調整いたします。

第3条資本的支出でございますが、支出予算の第1款資本的支出、第1項建設改良費に162万円を追加し、補正後の資本的支出の総額を1億7,198万円とするものです。予算の追加により発生する資金手当につきましては、内部留保資金を充て、収支調整いたします。

補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の1款水道事業費用、1項営業費用ですが、2目配水及び給水費、3目総係費ともに人件費の調整であり、1節給料から4節法定福利費まで、それぞれ所要額の調整です。

次に、資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水費ですが、1節工事請負費で162万円の追加。補正の内容及び理由といたしましては、岩和田地先において、鉛管交換を実施した際に、工事箇所周辺の制水弁が閉まらず、断水が完全にできないといったふぐあいが発生いたしました。今後、漏水等が発生した場合においても復旧作業に支障を来すなど、早急な対応が必要であることから、当該箇所3カ所について制水弁の更新を行うものです。

なお、工法といたしましては、水道利用者にご不便をおかけすることのないよう、不断水バルブを新たに設置することとし、今後におきましても、海岸部周辺から計画的に実施してまいりたいと考えております。

本補正予算にかかわるキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしま

した。収益的支出予算にかかわる資金調整として、当年度純利益予定額を精査いたしましたところ、収益黒字が94万8,000円、資金の見込み期末残高は7億5,464万8,237円となる見込みです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

水道事業会計予算ということですが、過日委員会で、水道会計における進捗状況について報告を受けたところでもあります。その際に、今回のこの不断水バルブですね、これについて今説明もありましたが、いわゆる鉛管取りかえ工事ですね。それに伴う新たな状況が生まれたということで、岩和田地先という今報告をいただいたわけですが、たしか御宿町水道事業第1期計画においては、相当広範囲に同じ時期に施工されたというふうに理解しております。そうした中で、こうした案件というのは多分町内広く私は存在するのではないかなというふうに考えているわけですが、そのときの質問の中では、個数についてはこれから調査をいたしますというようなご報告があったかというふうに理解をしております。

そうした中で2つ質問であります。1つは鉛管の取りかえ工事の進捗状況全体ですね。それから、今般の新たに発見された不断水バルブですね、この設置でありますけれども、取りかえ等であろうかと思っておりますけれども、まず、その不断水バルブというのがどういう機能があるのかと、それからそれがどういう異常事態になっているのかと、それから全体数ですね、ということを含めまして報告を求めたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、鉛管交換工事の進捗状況からご報告申し上げます。

鉛管の交換件数でございますが、平成28年度38件の実施をいたしました。今年度につきましては、既に22件の実施をしております。鉛管の28年、29年を合わせまして、鉛管の総延長は230メートルほどの交換をしたところでございます。

今現在の鉛管の残延長の見込みでございますが、約4,900メートルほどまだ鉛管が残っているというふうに把握をしております。おおむねの件数で申し上げますと、約1,300件ほどが、まだ鉛管のままの接続状態であるというふうに考えております。今後も、道路の舗装工事等とあわせまして、効率的な実施に努めてまいりたいと考えております。

また、不断水バルブの交換及び制水弁の数等でございますが、今現在、町内全域におきまし

て、水をそれぞれ箇所箇所ごとで工事等を行う場合に、一旦本管の水をとめるための制水弁が町内に約1,100個、詳しい数字で申し上げますと、1,109の制水弁が設置をしております。

既に水道が本管の中に水が入っておりますので、今回行います不断水バルブ工法は、今ある既存の制水弁の隣にもう一個制水弁を本管の上から取りつけをしてゲートを閉める、そういった本管の上にかぶせてバルブを設置することによって、取りかえ作業において断水を行わなくても構わないというような工法でございます。

岩和田地先におきましては、既に岩和田地先だけで101の制水弁がございまして、制水弁が閉まらないといったような状況は、主に塩害の腐食によるものがほとんどで、ボルトが回らないような状況になっております。ですので、岩和田、六軒町、浜、須賀、海岸部の制水弁が非常に閉まらない危惧があるというふうに把握をしております。

また一方で、布施、実谷、七本地先につきましては、塩害の影響はないんですが、どうしても水道本管の延長が長い、地形上長い状況にありますので、バルブ数が加入戸数の割に非常に多い状況であります。上布施だけでも170、実谷、七本だけでも100個のバルブがついておりますので、今後、大体1個交換するのに50万円ほどかかります。1,100個交換するにはなかなかの額になりますので、海岸部の塩害の著しい箇所から順次計画的に更新作業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。大変箇所が多いということで、今ご答弁にもありましたが、今後、鉛管と同様に計画的な対応を求めたいというふうに思います。

それから、もう一点、補正ということですが、この不断水バルブとの関係でいえば、いわゆる有収率ですね、赤水対策も含めてですね、けさも今日ございますけれども、そうした観点からもこの不断水バルブで極力工事等においても漏水ですか、要するに収益にならない水というのを少なくさせるということと、同時に、水をなるべく工事等で汚さないということが多分可能であるというふうに考えますので、そうしたことも含めまして水道法1条ですよ、の観点からの事業執行を求めたいというふうに思います。

もう一点は、今回の補正の中で、今年の水道事業の運営状況、特に今年の夏の状況等、もし直近の状況等あれば答弁いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず水道の有収率等の絡みからのお答えをさせていただきます。

ただいま石井議員さんご指摘のとおり、水道事業につきましては、有収率、いわゆるお水が収入につながるための運用というものが非常に会計に大きな影響を及ぼします。そうしたことから、漏水等があった場合にいち早く水をとめたり、また、工事を行う場合にロスする水を極力抑えたりすることが、経営上非常に大きい努めとなっていると認識をしております。

例えば、これからご審議いただくわけですが、28年度の決算状況におきましても、全体の浄水場から出す水、給水量そのものは少し減少傾向にはありますが、有収率が前年よりもまた回復をしている結果、収入の量としては伸びているというような状況にもなります。そうしたことから、今後赤水対策、また、漏水等の対応については、今まで以上に努力しながら経営の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度の補正予算ということもあり、今年度の水道事業の運営の特徴でございますが、夏を終えまして、今年の夏につきましては、年間の日当たりの最大の給水量につきましては、お盆の8月13日が最大の水量でございました。おおむねで申し上げますと、約4,200立米の使用水量でございます。

また、前年の日最大使用量については4,100立米ということで、100立米ほど日最大量としては上回りましたが、きのうからの一般質問の中でもご報告申し上げますとおり、今年の夏につきましては天候の不順等もあった影響で、お盆一週間の水の総量で見ますと、約900立米ほどが使用水量として少なくなっているというような状況です。

1日当たりの水の使用量は、約1人280から300リッター程度と言われております。それを大体900立方メートルで割り返しますと、お盆1週間当たりの滞在人口そのもので約3,000人ほどの影響があったのではないかというふうに、水道の使用量からは分析をしております。必ずしも観光客の方々だけではなくて、別荘の方とかの利用の状況も影響しますが、3,000名ほどの影響があったのではないかというふうに分析をしております。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第6、議案第6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) それでは、議案第6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,761万9,000円を追加し、補正後の予算総額を14億6,457万6,000円と定めるものでございます。

補正の内容といたしましては、前年度に交付を受けた国・県支出金等の精算に伴う返還金の増額及び職員人件費の増額でございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

歳入予算ですが、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の4万2,000円の増額ですが、職員の共済費増額に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金の267万8,000円の増額、2目その他繰越金の2,489万9,000円の増額ですが、療養給付費等交付金及び国・県支出金の返還金に充てるための前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算でございますが、6ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 4 万 2,000 円の増額ですが、職員共済費の負担金率の確定に伴う増額でございます。

11 款諸支出金、1 項償還金及還付加算金、3 目償還金の 2,757 万 7,000 円の増額ですが、前年度に交付を受けた療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金及び療養給付費等交付金の精算に伴う返還金の増額でございます。

以上、歳入歳出予算として 2,761 万 9,000 円を追加しております。

なお、本補正予算につきましては、去る 8 月 31 日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第 7、議案第 7 号 平成 29 年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、議案第 7 号 平成 29 年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,686万5,000円を追加し、補正後の予算総額を11億3,128万9,000円と定めるものでございます。

内容といたしましては、平成28年度における介護給付費等の確定に伴う精算を行うとともに、職員の配置がえ等による人件費の調整を行うものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の4,000円の増額及び3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の5万6,000円の増額ですが、職員人件費の調整を行っていることから、国の法定割合分について増額するものです。

以降、4款支払基金交付金、5款県支出金、7ページの6款繰入金についても、職員人件費の調整に伴う法定割合分の補正をそれぞれ行うものです。

次に、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の4,848万2,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、平成28年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返還に対する財源とするものです。

以上、歳入予算として4,686万5,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございますが、8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費の182万9,000円の減額ですが、職員の配置がえに伴い、2節給料から4節共済費までの職員人件費を調整するものです。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費の1万8,000円の増額ですが、4節共済費を調整するものです。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費の14万6,000円の増額ですが、人事異動等に伴い、3節職員手当、4節共済費の職員人件費を調整するものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及割引料の4,000万円ですが、平成28年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い、国・県支払基金へ返還するものです。

28節繰出金の853万円は、平成28年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分として町一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、歳出予算としまして4,686万5,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第8号 平成29年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第8号 平成29年度御宿町一般会計補正予算案（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに1億2,186万2,000円を追加し、補正後の予算総額を36億6,611万1,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方債の追加について定めるものでございます。

予算書の内容についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税のうち、普通交付税の1,200万1,000円は、収支の不足に対応するため追加をするものです。特別交付税の322万5,000円は、地域おこし協力隊事業費の財源として、特別交付税を見込み、

所要額を追加するものです。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の75万6,000円は、社会保障・税番号制度システムの改修事業費に対し、国庫補助金を見込むものです。制度上、補助率は対象経費の100%でございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金のうち、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の98万9,000円は、捕獲従事者への活動支援補助事業などに対し、県補助金を見込むものです。交付決定額をもとに予算を追加いたします。

農業次世代人材投資資金交付金の75万円は、青年就農給付金事業補助金が今年度から制度改正とともに名称が変わったもので、10月以降の新たな対象者に係る事業費に対し県補助金を見込むものです。原則、事業費の全額が交付されます。

飼料用米等拡大支援事業の17万4,000円は、飼料用米等の拡大支援事業に対し県補助金を見込むものです。原則、事業費の全額が交付されます。

5目商工費県補助金、2節商工費補助金の150万円は、消費者行政推進事業費に対し県補助金を見込むものです。原則、事業費の全額が交付されます。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の5,000万円は、これまでの収入状況を踏まえ、当該寄附金の収入額が1億円程度と見込まれることから、補正後の額を1億円とするものです。

9ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の852万9,000円は、介護保険特別会計の平成28年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

2項基金繰入金、2目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の800万円は、町道の維持補修費の財源として、本基金を活用するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,766万7,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入のうち、外国青年家賃の30万9,000円は、外国語指導助手の交代に伴い借り上げ住宅の変更が生じ、家賃額が増加したため自己負担額の増加を見込むものです。災害共済金の11万2,000円は、強風により破損した弓道場の修繕費に対し共済金を見込むものです。給付率は最大で対象経費の50%です。

21款町債、1項町債、4目土木債、1節道路橋りょう整備事業債の110万円は、排水整備事業費の財源として追加するものでございます。詳しくは第2表の地方債補正でご説明いたしま

す。

以上、歳入予算に1億2,186万2,000円を追加しております。

10ページをご覧ください。

歳出予算でございます。1款議会費から9款教育費における2節給料及び3節職員手当、4節共済費の各予算は、今年度の人事異動等による科目間人件費の調整などを行うための追加及び減額でございますので、一部を除き個別の説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、8節報償費の12万円の減額及び9節旅費の2万7,000円の減額は、当初予定していた特別委員会の講師に係る経費が不要となったものでございます。

11節需用費のうち、印刷製本費1万7,000円及び12節役務費、郵便料の25万5,000円は、今後の議会改革や住民懇談会等の実施に向けた基礎資料とする住民アンケートの実施に要する経費でございます。修繕料の6万5,000円は、公用車のタイヤ交換費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費の11万5,000円は、エリアメールシステム回線のセキュリティ強化対策に要する経費でございます。

13節委託料のうち電算機保守委託の100万1,000円は、今年度予定している基幹系電算システムの入替えに伴って生じるマイナンバーの情報連携サーバーの保守料、また、社会保障・税番号制度対応システム改修委託の361万8,000円は、国の一億総活躍社会の実現に向けた女性活躍への取り組みの一つでありますマイナンバー等への旧姓併記のためのシステム改修費で、このうち、基幹系電算システムに係る経費でございます。

3目財産管理費、11節需用費の12万5,000円は、町民バスのエアコン修繕費でございます。

4目企画費は、主に地域おこし協力隊やふるさと寄附への返礼品等に要する経費、テカメチャルコ市長夫妻来町時の経費を追加しています。

地域おこし協力隊は、これまでの自然体験プログラム事業に加え、移住定住促進事業、獣害鳥獣対策事業でも、地域外人材の受け入れにより地域力の強化を図ります。

補正科目は8節報償費の49万8,000円、9節旅費の4万5,000円、11節需用費、消耗品70万2,000円のうち46万円、11ページに移りまして、燃料費5万5,000円、12節役務費のうち、各種手数料20万円、傷害保険3万円、14節材料及賃借料のうち、有料道路使用料4万円、住宅賃借料15万円、18節備品購入費は168万5,000円、19節負担金補助及交付金のうち、研修会7万円、合わせて323万3,000円の追加でございます。ふるさと基金受け入れ受け付け事業については、これまでの寄附金額の状況を踏まえ、寄附金収入の増加を見込み、これに伴って返礼品等の経

費を追加するものです。

補正科目は10ページに戻りまして、11節需用費、消耗品70万2,000円のうち21万円、11ページに移りまして、12節役務費のうち、郵便料43万円、13節委託料の記念品等配送委託2,962万5,000円、14節使用料及賃借料のうち、代理収納システム使用料48万6,000円、申込フォーム使用料51万3,000円、合わせて3,126万4,000円でございます。

また、テカマチャルコ市長夫妻来町時の事業費としましては、10ページ、11節需用費、消耗品70万2,000円のうち3万2,000円、11ページ、14節使用料及賃借料のうち、施設借り上げ料30万5,000円、合わせて33万7,000円でございます。

このほか、19節負担金補助及交付金のうち、魅力ある地域づくり補助金の9万9,000円は、住民の主体的な町づくりを後押しするため所要額を追加するもの、また、いすみ鉄道近代化設備整備負担金の126万8,000円は、いすみ鉄道の事業年度と市長からの負担年度の整理を図り、負担年度を1年度前倒しすることに伴う所要負担額の追加でございます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の5,000万円は、寄附金額の増額にあわせて基金への積立金を増額するものです。

12ページでございます。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、13節委託料の440万7,000円は、先ほど総務費でもご説明いたしましたマイナンバーカード等への旧姓併記のためのシステム改修費であり、このうち住民基本台帳ネットワークに係る経費でございます。

13ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の4万2,000円は、人件費の調整に伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加です。

2目老人福祉費、28節繰出金の179万8,000円の減額は、同じく人件費調整に伴う介護保険特別会計繰出金の減額です。

4目出産奨励費、8節報償費の60万円は、出産育児祝金の支給対象者が新たに見込まれるため追加するものです。

2項児童福祉費、3目こども園費、3節職員手当のうち、時間外勤務手当の60万円は、土曜日の一日保育実施による勤務体制への対応などに伴う予算の不足に対応するものです。

11節需用費の8万3,000円は、4、5月、町所有のバスによる園児の送迎を実施したことによる燃料費の不足額を追加するものです。

12節役務費の9万1,000円は、大量調理施設衛生管理マニュアルの改定に伴い、10月から翌年3月の間は、月1回以上のノロウイルス検査の実施が努力義務とされたことから、検査に要

する経費を追加するものです。

なお、同様の理由により、共同調理場においても所要額の追加をしております。

13節委託料の12万8,000円は、年2回の油水分離槽清掃の費用を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、3節職員手当のうち時間外勤務手当の15万円及び管理職員特別勤務手当の10万円は、夏期環境整備員の雇用数が当初予定数を下回ったことなどに伴う予算の不足に対応するものです。

3目環境衛生費、7節賃金の102万2,000円の減額は、同様の理由による環境整備員賃金の不用見込額を減額するものです。

15節工事請負費の27万円は、堺川排水処理施設の調整送風機管の腐食が判明したため、補修工事費を追加して対応するものです。

14ページでございます。

4目子ども医療対策費20節扶助費の37万3,000円は、これまでの申請状況から、高校生等医療費助成の予算に不足が見込まれるための追加です。

2項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料の245万3,000円は、6月の定期工事において機器細部調整の都合から、炉の停止期間が想定より長くなり、年間の委託料に不足が見込まれるため所要額を追加するものです。

15ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節報償費の5万円は、野生鳥獣からの農作物の被害を減らすため、新たに開催する有識者による住民向け講演会に係る講師謝金です。

18節備品購入費のうち、備品購入の41万7,000円は、より安全な捕獲体制の確立に向けた、イノシシ捕獲器具の更新及び充実を図る経費でございます。

農業振興用備品の100万8,000円の減額は、県補助の対象となっている箱わな購入経費について、事業の実態に即して支出科目を19節負担金補助及交付金へ更正するものです。新たに補助決定された費用を追加して、19節負担金補助及交付金の鳥獣被害防止総合対策交付金212万9,000円として計上いたします。

農業次世代人材投資資金交付金の75万円は、青年就農給付金が今年度から制度改正とともに名称が変わったもので、10月以降の新たな対象者1名に係る交付金を追加するものです。

飼料用米等拡大支援事業補助金の17万4,000円は、当該事業に対する県補助金が見込まれるため、歳出に農業者に対する補助金を追加するものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、13節委託料の150万円は、千葉県消費者行政推

進事業補助金の交付決定を受けて実施する、電話 d e 詐欺などの特殊詐欺被害防止啓発事業に要する経費でございます。

16ページでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費の800万円は、主に各区からの要望により緊急に修繕すべき道路の保護工事費を追加するものです。

2目道路新設改良費、13節委託料の21万6,000円は、新町地先国道0102号線において、陥没の原因と考えられる暗渠排水の破損個所を特定するため、カメラ調査委託費を追加するものです。

15節工事請負費のうち、道路改良工事の620万円は、記念塔下の町道1089号線のり面において落石の危険があることから、対策工事費を追加するものです。

排水整備工事の130万円は、岩和田地先町道1066号線の排水整備補修工事費を追加するものです。

17ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の9節から22節までは、外国青年招致事業に係る予算であり、外国語指導助手の交代に伴いまして、借り上げ住宅を広いものへと変更する必要が生じたことによる経費の追加及び交代に伴う研修費の追加で、97万9,000円を追加しています。

補正科目は9節旅費の3万2,000円、12節役務費の11万3,000円、これは、新たな賃貸物件の契約時の費用です。

14節使用料及賃借料の57万円、19節負担金補助及交付金の1万7,000円、これは研修参加負担金です。

22節補償補てん及賠償金の24万7,000円、これはこれまでの物件の解約時の原状回復費用です。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の31万4,000円は、定期点検により、荷物用及び乗用エレベーターの部品の劣化が認められたため、修繕料を追加して対応するものです。

2目教育振興費、18節備品購入費の37万2,000円は、特設陸上部のユニフォーム購入費、19節負担金補助及交付金の19万3,000円は、夷隅郡市総合体育大会の結果により、県大会へ出場する中学校の部活動について、関係要綱に基づく交通費への補助金が新たに生じたことから追加するものです。

18ページでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費、11節需用費の22万6,000円は、強風により破損した弓道

場施設の修繕料、13節委託料の50万円は、既に本工事が始まっている御宿台テニス場改修工事に関し、より快適な利用環境とするための附帯工事設計委託費を追加するもの、14節使用料及賃借料の2万2,000円は、改修後の御宿台テニス場に設置するAEDの使用料です。

3目学校給食費、12節役務費の9万5,000円は、大量調理施設衛生管理マニュアルの改定に伴い、こども園と同様、ノロウイルス検査に要する経費を追加するものです。

以上、歳出予算に1億2,186万2,000円を追加しております。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

5ページをご覧ください。

地方債の追加でございます。目的は道路橋りょう整備事業で、内容は、町道1066号線の排水整備工事です。また、限度額は110万円、その他の条件はご覧のとおりでございます。

事業メニューは、地方道路等整備事業債を予定し、充当率は、起債対象経費に対して90%、交付税措置はございません。

以上で、一般会計補正予算案（第3号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

一般会計補正予算であります。まず、8ページであります。指定寄附金、活力あるふるさと基金寄附金ということで、5,000万円の追加補正ということですが、当初予算の倍額の補正だというふうに思いますが、その特徴点について伺いたいと思います。

また、このふるさと納税、これは、私はさまざま取り組みへの一つの指標になるというふうに理解をしております。先ほどの水道会計で今年の夏の状況というのも、御宿町の町民の暮らし、経済の一つの指標ということで、大変興味深い報告を承ったところであります。

これは寄附金ですが、これ町民が町内の自治体にたしか寄附できない仕組みであったというふうに思っております。そういう面では、町外からほかの自治体に当然出ていく、出ていくという形はちょっと表現が悪いかもわかりませんが、寄附をするんですね、他団体に寄附をすると、要するに他団体に寄附をするというのが、たしかこの仕組みだったというふうに思うわけでありまして、受ける分と他団体に行く分と両方あるというふうに思うんですね。

そしてもう一つは、支出のほうに出ているわけですが、返礼品でありますか、そうし

たものとのこの全体的な割合と申しましようか、歳入歳出と申しましようか、別々に説明を受けているので、ちょっとイメージとして湧かないんですが、そこも含めまして、総合的というかトータルにわかりやすく説明をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） ふるさと納税でございますが、当初予算5,000万円計上させていただいておるわけでございますが、これは、昨年8,829万6,000円最終的に寄附をいただいたわけでございますが、当初予算で本来それと同等かそれ以上のせたいと考えていたわけでございますが、予算が大きくなってしまったということで、半分程度計上させていただいたもので、今現在、8月末現在で、2,405万円入っております。今後の見通しですが、これ税の控除があるということで、申告の時期が近づきますと徐々に件数が増えてくるという傾向がございますので、今後増える見込みで1億円の計上をさせていただいたところです。

また、町民は町へふるさと納税ができないということでございますが、返礼品を出さないというだけで、寄附は特に妨げるものではございません。

また、他団体へということでございますが、これ一昨年、ちょっと資料を失念しましたが、200万円程度の寄附の流出だったかと思っておりますが、その点についてはちょっと調べたものがございしますので、後ほど正しい数字をご報告させていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 斎藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの田邊課長のよその団体に寄附をしたということで、私のほうから説明させていただきます。

28年度におきましては、63名の方がふるさと納税という形で寄附をなさってございまして、金額にして約500万、町に入るべき税収が減額したという意味では200万円程度、200万円寄附控除の対象となっております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。了解いたしました。

もう一つ質問したのが特徴点ですね。具体的には、このふるさと納税というのは、いわゆるインターネット上のポータルサイトと申しましようか、いわゆるふるさと納税をいろんな自治体のところを寄せ集めまして紹介している、固有名詞まで申しませんけれども、そういうところにたしか委託をかけている分もあるというふうに伺っております。そのとき、先般見せていただきましたけれども、画面の右肩に利用者のコメントが載っていたというふうに思います。

どんなようなコメントが載っているのか、その特徴ですね。ほかの団体、同じポータルサイトを利用して他団体を見ても、ちょっとそういうコメントが見当たらないんですが、なぜそうになっているのか含めましてですね。

それから、この返礼品ですよね。これ当初から返礼品というのは、やっぱり町内の事業者さんの商品が一般的でございますので、その商品が売れるとか売れないとかを含めて、いわゆる市場リサーチ、新商品の開発の場、それから御宿町は非常に零細な企業が多いので、なかなかカイヤまでというところは非常に私は難しいとは思っているんですが、それでもやっぱり町内から町外に向けてさまざまな形でやはり商圈を広げていくということは大事な課題だろうなど、これからの私は課題である一つというふうに考えているところであります。

そうした中で、このインターネットを利用して、どういう効果があるのかないのかということの私はデータがとれると、で、事業に生かすことができるのではないかとというふうに個人的には考えているわけでありましてけれども、町としては、確かに寄附金をいただくということと、その寄附金の、確かに加熱している部分でなかなかそれは余り、商売としては難しい部分ではあるかとは思いますが、こうした制度をどうやって効果的に活用するのか、また、公正、公平に活用していくのか、また、町内のそうした産業ですね。そうした盛り上がりと申しませうか、そうしたものにも私はそうしたデータを活用していきながら、総合的に町としていわゆる産業育成、それから税収に関しても、やはりきちんと計画的に進められていくべきだというのが基本的な考えなわけでありましてけれども、それについてどのように考えておられるのか。また、昨年と今年ですね、どういうふうにその辺のところの考えがあるのかないのか。そしてまた、結果があるのかないのかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼しました。特徴点ということで、現在、御宿町のふるさとチョイスのホームページ入りますと、右側のほうにコメントを入れていただけるようになっておまして、それについては、「かつて御宿に行っていたところだった」とか、「これからも町づくり頑張ってください」、また、スペイン、メキシコゆかりの品などもありますので、「今回これを見て初めてそういう史実があったんだということがわかりました」のような、大変好意的なメッセージが日々寄せられているようなところでございます。

これにつきましては、また後からこの補正にございますとおり、企画費の使用料及賃借料の一番下に申込フォーム使用料というのがございまして、これは寄附額の1%を払いますと、そういうシステムが利用できるということで、1%払ってやっております。また、その特典とい

たしまして、年に1回、トップページにバナーが張れるということで、現在、9月11日から一月これを今やっておるところでございますが、アクセス件数が10倍に今伸びております。これが直接取引に結びつくかという点もまた別ではございますが、そういう事実がございます。

返礼品、町内商品ということでございますが、こちらやはり強いものがスペイン産のワインですとかスペイン産の生ハム、また、スペイン産のオリーブオイルと、あとワインですね、こういうものが今強いところでございますが、これからエビのシーズンになってきますので、これからエビなども例年の様子ですと出てくると思います。また、姉妹都市であります野沢温泉村のリフト券もある程度の引き合いが出てくるのではないかと思います。

また、インターネットの効果ということで、これは取引先が日本全国ということになりますので、本当に遠いところから申し込みがございます。そういう中で、今回はふるさと納税システムなんですけれども、直接取引につながるようなことも聞いております。また、事業者には、この辺だけで商売していて、自分の取り扱う商品がこれほど引き合いがあるのかというようなことがわかることで自信につながりますので、またお取り寄せみたいなことも結構今インターネットではやっておりますので、商圈が、恐らく参加されている業者さんは広がっているものと理解をしております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

企画課の事業だということですが、たしか4階、お隣は産業課ということで、その専門の担当だと思いますけれども、今企画担当官から、このふるさと納税についての事業効果について報告があったわけでありまして、担当者として、そういう横連携、縦連携含めまして、そうしたものをどう考えるのか、いわゆるビッグデータの一つであろうかなというふうにも理解するわけでありまして、それについて実施担当のほうで何かあれば答弁いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ただいま企画財政課長のほうからお答えあったとおり、使われているものが結構、魚介類系が引き合いになっているということでございます。広く御宿町でとれたものがいろんな地方に回ることによって、御宿町がさらにわかっていただけるようなこともありますので、町もそういう業者さんも含めて関係団体も応援していければというところでございますので、また関係団体とどういう取り組みがさらにできるのかという部分につい

でも、今後話し合っていければというところでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

最後ですけれども、ちょっと確認なんです、企画で扱っているデータとか取り組みについて、今まで例えば地図をつくるとか、そういうことについてもワンポイントで情報を寄せていただいて、いわゆるわからないんですけれども会議的な形での意見集約と申しまししょうか、情報交換と申しまししょうか、そういうのがなかなか取り組まれていないような感じがするわけですけれども、今答弁では、今後というような答弁があったわけでありましてけれども、そうしたデータはやはりきちんと公と申しまししょうか、会議、商工会だとか観光協会とかそういうところで、今後どうしようかと、今そういう面では、今後については答弁いただいたわけでありましてけれども、そういうリアルなデータ、それから声、それが産業課のほうだろうと思えますけれども、その事業所の皆さん集めていただいて、集まった中で、いわゆるワークショップですね、きのうからお話しさせていただきましたけれども、そういう形の中で、新しい商売、また自分の商売をどうするのか、進めるのか、広げるのか、また共同での2人とか3人とかという取り組みということとか、さまざまな形でできると思うんですね。

特に今回の特徴点は、やっぱり今担当課長からも報告ありましたけれども、否定的なコメントってなかったんですね。本当に応援したいという気持ちがずっと並んでいまして、わずか1%の追加処置で、この機能は私、ほかの自治体も逆にいうとつけたらいいなと逆に思うぐらいに感じてありますので、ぜひそうしたうれしい言葉を、本当に事業者さん困っていて、きのうもお話ししましたけれども、なかなかもう前が見えてこない、せがれも家業を継がないというところが圧倒的でございますので、やっぱりこんな小さな事業所もそういう形で商売ができるんだ、もしくはインターネットしなくても、そういう私たちの商品には価値があるんだという気づきの場にもなるんじゃないかなと個人的には思っているんですね。

ぜひそういう形でそういうデータ生かしていただいて、元気な産業、六次産業だと思うんですけれども、農家のほうもそうだと思うんですが、ぜひおこしていただきたいというふうに思いますけれども、最後。

○議長（大地達夫君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 議員おっしゃるとおり、小さいところでも世界に広げていけるようなものが数多くできていくことを望んでおりますので、そういうデータをより身近に感

じていただけるような取り組みをしていきたいと思いを。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

では、次に移ります。

飛び飛びですが、13ページであります、民生費、こども園費であります。

こども園は、今年から新たに場所を移しまして運営されているというふうに思いますが、この運営状況についてお伺いをしたいというふうに思っています。その前に、この予算の中では、職員手当ですね、このもう少し詳細な説明、それから、需用費、燃料費というふうに伺っていますけれども、どういう状況だったのかについて、それから役務費については、6月ですか、ノロウイルス等あったというふうに伺っておりますが、それについてどうなったのか含めまして、もう一度この予算について、補正について承りたいと思えます。あわせて新しいこども園の運営状況について承りたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、職員手当の時間外勤務手当60万円でございますが、こども園の保育士につきましては、現在、任期付職員1人を含め、正職員が11人、臨時職員が8人の計19人で対応しております。このほかに、正職員3人が育児休暇を取得しておりまして、3人とも平成30年、来年の4月から復帰する予定となっております。

今回の補正の内容でございますが、本年4月から、土曜日の一日保育を実施しておりますが、当初は時間をずらし、4人の保育士で対応する予定でございました。ただ、この場合、休みを平日に振りかえると平日の保育士が手薄になることから、3人で対応し、そのうちの2人につきましては、通常勤務時間を超える分について時間外対応とし、その分の補正をお願いするものでございます。

次に、需用費の燃料費でございますが、当初予定しておりましたこども園の送迎バスの委託が6月からとなったため、4月、5月は町のスクールバスを運行したことにより発生しましたバスのガソリン代の補正でございます。

次に、役務費の細菌検査手数料でございますが、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニユ

アルで、10月から3月の間には、月に1回以上のノロウイルスの検便検査に努めることとされたため、調理員4人、園長、副園長、ゼロ歳児担任2人の計8人分を計上させていただいたものでございます。

それから、こども園の運営状況ということでございますが、本年4月に御宿台へ移転したわけでございますが、しばらくの間は、園児のみならず保育士が新たな環境の中での保育となりましたので、まずは、園児たちの環境変化の中でのこれまでとの違いを見逃さないことが大事だと考え、初めの数カ月は新しい園舎で園児たちの様子を見守ってまいりました。

その後、園児も保育士も落ちついてきましたので、6月から5歳児を対象に、新たな事業としまして、子どもの情緒と創造力を豊かに育てることができる絵画教室を取り入れております。

また、6月末にはノロウイルスが流行してしまいまして、議員の皆様には大変ご心配をおかけしましたが、保健所と連携しまして終結させることができました。今後も気を引き締めてやってまいりたいと考えております。

今のところ運営につきましては、そのノロウイルスの件を除きまして、順調に運営できていると考えております。

今後は、保育士とともに、宿題になっております特色のある保育について、時間をかけてつくり上げたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

職員の対応でありますけれども、乳幼児の部分ですね、その部分、今回面積も広がったということと、非常にそういう面では廊下等も広がっていたかと思っておりますので、非常に子どもさんも活発に生活をしているというお話を伺っております。

先般もちょっと小耳にはさんだところなんですけれども、職員の対応との関係で入園が難しいというお話もあったやに伺っております。その辺のところはどうなっているのかということと、今般のこの対応でそれができるのかどうか。特に乳幼児については、やはり非常に手がかかると申しましようか、と思っておりますので、人的な配置が大変重要だろうなというふうに思うわけでありますけれども、どのようになっているのかについて承りたいというふうに思います。

それから、園でありますけれども、御宿町は施設検討委員会、そして建設委員会という諮問委員会が持たれまして、私、建設委員会の一人でもありました、そういう面では、ソフトウェアもそうなんですけれども、ハードウェアとして、建設委員会の中でいろんな声が出ておりま

して、そうしたものの、先進地事例も見ながら設計のほうまで入っていったというふうに理解をしておりますが、そうした中で、そうしたものが生かされているのかどうか、また、不具合があるのかなのかというのは非常に心配しているところでもあります、その辺のことも含めましてどういう状況があるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 保育士の件につきましては、4月の段階で臨時職員2名を募集はいたしました、1名しか応募がございませんで、1名少ない状態で4月を迎えてしまいました。その分につきましては、正職員の保育士が時間外対応等含めまして対応してきたところでございます。

その後、いろいろ皆さんにご心配をいただきまして、7月から1名採用することができ、当初の予定とした人数をクリアすることができました。またその後1人、急遽、親御さんの介護ということで、1人退職が出ましたが、その分につきましても、町保育園に努めていた退職した職員を急遽ちょっと1カ月間お願いしまして、9月はそれで対応しております。10月については、今募集しておりまして、今日が応募の期限だということで、今のところ1人応募があるというふうに聞いております。

また、建物につきましては、石井議員さん初め皆さんの意見で、現場の意見を取り入れてつくろうということで、昨年度、一昨年度ですか、園長、保育士、調理員も含めましていろんな意見を聞いて、また、いろんなところへ視察も行きまして、今の形をつくり上げてきたものでございます。

細かいことを言えば、少しはちょっと不具合もありますが、大きい意味では使い勝手がいいものと、子どもにとっても使い勝手もいいし、安全な建物になっていると考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、12時となりましたのでここで休憩にしたいと思います。

午後は13時30分から開始します。

(午後 12時03分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時35分)

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） はい。10番、石井です。

こども園費の最後、質問であります。こちら、まず保育士の話でありますけれども、保育士の採用ですよ。これはなかなか大変な状況、今ご答弁いただきました。

なぜ大変な状況かという、これは本町だけではないんですけれども、全国的に保育士の採用条件ですね、これはかなり低いということが一番大きな問題になっているというふうに一般的に言われております。

この分はやはり、町のこれからの人材を育成する一番最初のところでございますので、やはり子どもたちの保育ということは情熱を含めてしかるべき私は職給ですね、給料が当然必要だというふうに思います。ですから、本来であれば正職員で行うべきもの、そしてまた臨時についてもしかるべきやはり賃金が私は必要だと思うんですね。

保育料とかいろいろものを下げてサービスをという話もありますけれども、やはり基本はしっかりとした保育ができるかどうかと、私はここが大事だろうと思うんですね。ですから、この条件というのは御宿町単独で上乘せしてもいいじゃないでしょうか。私はそういう考えをとるべきだというふうに思います。

それともう一点は、このこども園でありますけれども、人のお話をまた聞いたということなんです。たしか竣工式のときに新聞記者が近隣のある自治体のところと比べましても大変細かいところに神経が行き届いているというお話を伺いました。

それから、最近も通っている方にちょっとお伺いいたしますと、本当に子どもたちが、この間広報にも写真に載ってございましたけれども、生き生きと園生活を送っていると。今まで夏ですとプールに水を張って何回も水浴びをさせて、そうしないとあせもができるということもあったようでありますけれども、冷暖房もあると。まだ冬は、7月からですからないんですけれども、床暖房等そういうものも設置していると。

それから、給食というか食事の問題についてもきちんとセパレートして安全性の非常に高めた、それともう一つは、作業面でも衛生かつ効率的な対応をとっていただいたと。

それから、相談室と申しましょうか、そういうところも、例えば読み聞かせと申しましょうか、それをやっている方にお伺いいたしましたら、もう小さい子でも目を輝かせてお話を聞いてくれるんだというお話を伺っております。それは誰がやっているんでしょうか、人手じゃないでしょうか。

やはりそこにきちんとその仕事を支えるというのは給料じゃないでしょうか。そこをきちん

と町は、そこにやはり大事な町民からお預かりしたお金、出すべきだと思いますよ、町長。

そして、このこども園、私も委員の一人として参画いたしましたけれども、先ほど課長からもその当時のお話伺いましたけれども、まさに委員会というか、一部の人だけではなく広く意見を集めて、またいろいろな先進地にも視察に行きながら、問題点、いいところも悪いところも見ながら、私たちの保育園、確かにつくったというように理解をしております。まさに町民が作り上げた認定こども園じゃないでしょうか、町長。

それが非常にうまく運用されていると、本当に子どもたちが輝いて生き生きと園生活を送っているというお話を伺いました。本当に私はありがたいなと思っています。

そこを支える人、どうでしょうか、町長、いかがですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘ありがとうございます。

おかげさまで、今ご意見にございましたように、皆様のいろいろな面のご協力、ご指導のもと、立派なこども園を完成することができました。

そういう中で、そしてこれからは中身でございます。今お話ございましたが、しっかりと保育体制をつくって、確かに現在の状況は非常に産休の保育士が何名か出たり、非常にちょっと対応が厳しい面があるんですが、しかしながらやはり今ございましたように、子どもたちをしっかりと育てていかなくちゃいけないと、模範となるこども園をつくろうということがこの設立の考えでございますので、しっかりと対応していきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 石井です。

しっかりした人的な対応を求めたいと思います。

次に移ります。

16ページであります、土木費、道路維持費、また道路新設改良費ということで道路保護工事800万円、また委託料として、いわゆる管の内部のカメラ調査委託、そしてまた、工事請負費として道路改良工事、排水整備工事として750万円という補正額でございますが、この内容の詳細について承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、土木費の今回補正をお願いしてあります内容につきまして、順次道路維持費のほうから順番にご説明させていただきます。

まず、道路維持費、道路保護工事として800万円の補正をお願いしております。内容といた

しましては、各行政区からの要望箇所について細かく対応するための経費として800万円を計上いたしました。

内容といたしましては、小修繕が主でございますが、高山田地先で2カ所、主に転落防止柵、またのり面の補修工事等で高山田地先で2カ所、また新町地先で側溝補修、また道路の陥没箇所等で2カ所、浜地先で舗装の修繕、また側溝修繕等で2カ所、六軒町地先で側溝の補修等で2カ所、また久保地先において舗裝修繕等1カ所を予定しております。

その他、既に当初予算でご承認いただきました予算が全て執行を終えておりますので、この先また新たな道路の修繕等の需要に対応するための経費といたしまして250万円ほどを予算の枠として要望をさせていただいております。

続きまして、委託料21万6,000円でございますが、こちらにつきましては、裾無川付近のちょうど駅から岩和田方向に向かうところの通り沿いでございますが、そのところが断続的に道路の陥没が見受けられます。その箇所につきましては、道路排水が道路の地下に潜っておりまして、おおむね深さ1.5メートルから2.5メートルくらいの深いところに暗渠として潜っております。

こちらにつきましては、道路敷が民地と極めて隣接をしておりますが、排水管の布設がえを行うとした場合、片側通行どめ、また矢板を打って大分3メートルほど深く掘り下げませんと排水の布設がえができないような状況になっていることから、こちらについては暗渠の内部にカメラを入れまして、具体的につなぎ箇所の劣化部分を特定して悪いところを直していこうとするものです。

仮に、掘削をして工事をする場合にはおおむね概算費用として3,000万円ほどかかることが想定をされております。内部カメラを入れまして悪いところを個別的に補修するという場合につきましては、1カ所当たり20万円程度でできるということが想定をされておりますので、一旦今回内部調査をさせていただくための費用として21万円ほどを追加で計上をさせていただいたものです。

続きまして、新設改良費の中の工事請負費750万円でございますが、まず道路改良工事といたしまして620万円の計上をさせていただきました。

具体的な場所といたしましては、記念塔の進入路でございます。前年度からの繰り越し事業として今年防護柵ネットをご承認いただきまして、産業建設委員会のほうでも現場のほうを確認していただいた箇所でございますが、こちらについては、既設ネット、既に従来からやっである防護柵ネットと防護柵ネットの間に今回新たにネットを設置させていただきましたが、既

設ネット部分が劣化をして剥がれている、またさらに崖が崩れ始めている箇所等が今回の工事で発見をされましたので、緊急に防護柵ネットの範囲を拡充して追加対応する必要性があることから、このたび620万円の追加補正をさせていただいたものです。

また、排水整備工事130万円につきましては、具体的な場所は旧岩和田保育所脇、水上商店さんのところの横断側溝が今グレーチングでずっと側溝が布設されておりますが、そのところのグレーチングがもう大分がたがたして、腐食が目立っていて、またその下にありますU字溝のいわゆる受けの部分ですね、U字溝の顎部分がもう既にごたごたになってしまっておりますので、その箇所のU字溝の布設がえを行いたく、追加の補正をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ただいま詳細なご説明いただきましたが、目1の道路維持費と、いわゆる道路保護ということではありますが、たしか委員会等の説明の中で、小学生でしょうか、ロードレンジャーとたしか記憶をしておりますけれども、そうした事業を本年度行いたいというようなご報告があったように伺っております。

また、その活動が注目を受けまして、何かテレビ報道もされたというようにちょっと伺っておるんですけれども、ちょっと内容には失念しておるんですけれども、それは一般質問でも少しお話をさせていただきましたけれども、いわゆる青年、しかもこの町内の子どもたち、まさにこれからということでございますので、やはり地域を知っていただくことの観点もあつてかなというふうに理解をしているわけではありますが、そもそもこのロードレンジャーという名前で、真価わかりませんが、それを始められた理由、そしてまだ年度途中かもわかりませんが、どういう効果があつたのか承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ロードレンジャー事業につきましてご報告させていただきます。

ロードレンジャー事業につきましては、そもそも業務として、事業として取り上げた理由は、町内の子どもたちが家に帰って、登下校時にこういうところが危なかったとか、川に落ちそうになったとかそういうことを家に戻られまして、ご両親に伝えたその内容が役場のほうに来まして、子どもたちも学校に行き帰りの中で道路の危険性やそういうところも見ていただい

るんだなというところをヒントに、そういうところを細かく子どもたちの目線もご協力をいただきながら細かく役場のほうも対応することによって、町の道路、河川、また町の役場のやっている業務内容により関心を持っていただき、小学生のうちからいわゆる町づくりに参加していただきたい、そういう実感を持って将来また地元の御宿により関心、興味を持っていただければという願いの中で、産業建設委員会のご助言もいただきながら事業化をさせていただきました。

昨年度、試行ということで実施をさせていただきました、今年度から本格稼働をしたわけですが、今年度はそういう取り組みが2年目ということもあってテレビでも取り上げていただいたり、また新聞にも掲載をさせていただいたところが今の実情でございます。

これまでの取り組みの経過、成果でございますが、試行として始めました28年度におきましては、要望の箇所数として42カ所ほどの要望が上がりました。子どもたちからの要望の提案者数につきましては、昨年度は約60名の児童からの要望がございました。当然、その子どもたちの中には同じ箇所を要望しているところもございますので、要望箇所としては42カ所で、町が対応できること、また県の土木事務所じゃないと対応できないこと等を含めまして、できることは速やかに対応するという結果、42カ所の要望のうち、既に県の管轄部分を含めまして25カ所については対応済みというような状況です。

また、要望をいただいた結果につきましては、要望をいただいた児童一人一人に個別にこういうふうに対応いたしましたということでお手紙を出させていただいたところです。

今年度につきましては学校側の、2年目ということもありまして、学校側からも夏休みの課題といたしますか、夏休み中にもうわかったところということで、学校側がかなり全面的に協力をいただきまして、夏休み中の登校日のほうに提出をしていただきました。既に40カ所の要望が上がっておりまして、早速できるところ、小さい穴埋め等、できるところから対応しておりますが、今のところ夏休み明けに学校側から報告をいただいた場所が40カ所、既に対応済みのところで8カ所というような状況になっております。

また、今回の、先ほどの道路保護費のほうで250万円ほどの枠の予算を要望させていただいておりますということでお答えをさせていただいておりますが、この250万円の中にもロードレンジャーとしてご要望いただいた内容も含まれております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大変すがすがしくて希望ある事業内容、報告をいただいたというふうに思っております。

また、子どもたちのそうしたものが即、町を 社会を動かすと、本当にリアルタイムの社会の勉強ができたのではないかなど。

子どもたちの声が社会を動かすって、なかなか僕は、これまでも全国的にもなかなか少ない事案だろうなと思うんです。

これは、今担当課からも答弁いただきましたけれども、当然教育委員会との密接な連携のもとにはなければなかなか実現できなかったことだろうなというふうにも思うわけでありますので、せっかくの機会でございますので、教育委員会からもこの事業、またそれ以外も含めまして、こうしたことにどう教育委員会として、学校の先生方とかいろいろな調整なんかもあるうかと思うんですが、ご苦労もあろうと思いますので、この際ですので、何か答弁があれば、いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 建設課のほうで今行っているロードレンジャーを初め、教育委員会のほうも、また交通安全係や道路管理者と合わせて通学路のほうの点検をさせてもらっております。

そうした中でも、子どもたちの目線で気づくこと、また私たちが気づかないところが子どもたちのアンケートの中からも出てきておりますが、子どもたちも自分たちが毎日通っている道の中で見つけた箇所がすぐ役場のほうで対応していただいて直ったということを直接私どものほうにもうれしい顔で報告を受けておりますので、今後またその道路だけではなくて、子どもたちからの声も私どもを通して町のほうに反映できることはしていきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

引き続き、こういった基本方針もありますけれども、特色のある町づくり、教育、人間づくり進めていただければというふうに思っております。

最後ではありますが、いわゆる補正予算の中でテカマチャルコ市長をお迎えするということが33万円ぐらいですか、30万何がし、ちょっと明確にどこだと言って言えなくて失礼なんですけど、この予算に入っておるといふことであるようでございますので、一般的にそれぞれ予算においては策定根拠、当然策定根拠のもとにおいて算定されるというふうにも承っておりますが、まずその内容ですね。

具体的にはいつになるのか。詳細には全く聞いておりませんので。予算として提案されてい

るということですが、説明いただけるでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、予算の具体的な内容につきましては、後ほど吉野課長に説明をさせていただきますが、今ご指摘ございましたが、このたびの報告に関しましては議員の皆様方に大変なご理解をいただきまして、行ってくることができました。改めて御礼を申し上げます。

そして、この報告に関する件につきまして、先に8月25日でしたでしょうか、議員協議会でご報告をさせていただきました。そのときにテカマチャルコ市長ご夫妻一行がお見えになる予定というようなこととお話をさせていただきましたが、昨日、まだ全面確定じゃないんですがおよその日程が届きましたので、ここに、説明をさせていただきたいと思います。

初め、10月1日の早朝に成田に着という……

（石井議員「議長、答弁の途中ですが」と呼ぶ）

○議長（大地達夫君） 石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 大変重要な事業でございますので、書面を示しながら説明を受けたいと思います。取り計らっていただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 書類提出の要求がありましたが、書類配付にご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） はい。しばらく休憩します。暫時休憩です。

（午後 1時58分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き審議を続けます。

（午後 2時28分）

○議長（大地達夫君） 石井議員から資料請求の要求がありましたが、資料の内容の整え方及び今後の進め方について審議したいので、暫時休憩いただいて議会運営委員会を開きたいと思っております。

暫時休憩です。

（午後 2時29分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大地達夫君） ただいま議会運営委員会において、石井芳清君から請求のありました資料について、整理に時間を要することから議案第8号の本日の審議は保留とし、議案第8号平成29年度御宿町一般会計補正予算（第3号）については、19日に改めて質疑、討論、採決とすることに決定いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第9号 平成28年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第9号 平成28年度御宿町水道事業決算についてご説明申し上げます。

初めに、事業の概要でございますが、決算書の11ページをお開きください。

上段、年度末における給水戸数でございますが、3,815戸となり、前年度に比べ23戸の増となりました。28件の新規加入及び33件の開栓申し込みがあった一方、給水の中止が38件あり、23戸の増となっております。

次に、中段、ハ、給水量の欄をご覧ください。

年間の総給水量は、91万4,254立米、対前年度比0.17%の減であり、日最大給水量は、4,157立米でございました。

一日平均給水量では、2,505立米で、前年度に比べ3立米ほどの増となっております。給水人口は年々減少傾向にあり、年間総給水量、日最大給水量ともに減少傾向であることから、施設更新等にあたっては、施設稼働率を十分に考慮し、適切な施設能力を見きわめながら、維持していくことが重要であると考えています。

次に下段、年間給水量に対する有収水量でございますが、ニの使用水量として、表にお示しましたとおり87万6,185立米となり、有収率では95.84%、前年度に比べ0.65ポイント改善いたしております。

各配水池における配水量等を職員がより小まめに確認し、深夜時間帯における配水量等の変化により初期の段階で漏水を発見、早期の対応に努めた成果があらわれたものと分析しており

ます。引き続き高い有収率を維持できるよう、日常のデータ分析と漏水時における速やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、総給水量のうち、南房総広域水道企業団からの受水量は34万6,177立米となり、全体の約38%を占めております。

続いて、工事の概要でございます。10ページをご覧ください。建設改良にかかわる工事について、中段の表にまとめさせていただきました。

主な内容といたしましては、浄水場における中央監視制御設備等更新工事を平成28年度、29年度の2カ年で実施するほか、浄水場内の送水管漏水工事や蓄電池盤蓄電池の更新工事、さらには水道施設の安全対策として、浄水場外周部にフェンスを一部設置し、税抜2億5,294万3,223円を執行いたしました。

平成28年度においては、機能更新計画に基づく中央監視制御設備等更新工事を実施しており、その費用が多額であることから、前年度に比べ、建設改良費の執行額は約2億2,000万円ほどの増となっております。

次に、経理状況についてご説明させていただきます。決算書の1ページにお戻りください。

収益的収支の決算状況は、水道事業収益が3億4,827万8,972円、前年度に比べ4.42%の増となりました。内訳といたしましては、水道料金など営業収益が2億3,981万6,201円、高料金対策にかかわる町及び県からの補助金や、みなし償却廃止に伴う長期前受金、当年度収益化分など営業外収益が1億846万2,771円です。

給水収益については、有収率の改善により増加しているとともに、営業外収益については、資金運用による受取利息が増加したほか、仮払消費税が仮受消費税を上回ったことによる還付消費税額の影響により前年度に比べ1,289万7,705円の増となっております。

支出でございますが、水道事業費用は3億1,087万7,388円となり、前年度比0.95%の増となりました。

内容といたしましては、受水費や減価償却費など営業費用が3億627万8,301円で、全体の9割以上を占めております。その他、企業債利子や消費税、申告納付額など営業外費用が459万9,087円です。

なお、予備費の支出はございませんでした。前年度に比べ費用が300万円ほど増加しておりますが、人件費や修繕費などの経常費用が増加したことによるものです。

続いて、資本的収支の決算状況でございますが、3ページをご覧ください。

資本的収入額は2億5,572万4,000円となりました。内容といたしましては、企業債と水道加

入金です。企業債につきましては、浄水場中央監視制御設備等更新工事に伴い、地方公共団体金融機構より企業債を借り入れたものです。また、水道加入金の内訳ですが、13ミリが7件、20ミリが20件、40ミリが1件となっております。

資本的支出は2億8,170万1,751円で、内容といたしましては、先ほど事業概要で申し上げました建設改良工事費と企業債償還金です。

収入が支出に対して不足する2,597万7,751円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額1,981万1,457円と過年度分損益勘定留保資金616万6,294円で補填することとしました。

続いて、5ページをお開きください。損益計算書についてご説明申し上げます。

消費税抜きでの記載となっておりますので、先ほどご説明申し上げました収支決算とは消費税相当額の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益でございますが、給水収益が2億2,165万8,309円で、前年度に比べ、150万円ほどの増加となりました。年間総給水量において約1,500立米が減少しておりますが、有収率の向上により収益ベースでは伸びており、経営改善が進んでいるものと判断しております。

2の営業費用でございますが、総額2億9,383万4,009円となりました。燃料費や動力費など費用については抑制に努めておりますが、鉛管工事に伴う修繕費用が増加したことに伴い、約500万円の増となっております。

続いて、3の営業外収益でございますが、(1)受取利息及び配当金で82万4,918円です。引き続き留保資金の効果的運用に努めているところであり、ステップアップ定期預金等のさらなる運用を行ったところであります。

この結果、収支ベースで見ますと、1,995万1,262円の当年度純利益が発生し、平成25年度から4年連続の黒字決算となりました。

また、ページ末尾に当年度未処理利益剰余金として3億5,983万2,833円を計上しておりますが、平成28年9月議会でもご説明させていただきましたが、平成28年、平成29年度の2カ年で浄水場の中央監視制御設備等更新工事を行っており、多額の資金が必要なことから、剰余金処理については本更新事業の完了後に適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、貸借対照表についてご説明申し上げます。7ページ及び8ページをお開きください。

1、固定資産でございますが、土地や建物、機械設備等にかかわる帳簿上の残存価値であり、平成28年度末固定資産合計は27億7,478万278円となりました。平成27年度末と比較して1億3,700万円ほど増加しておりますが、当年度減価償却分1億1,500万円ほどに対し、建設仮勘定で2億3,100万円を加えたものです。

2、流動資産でございますが、合計で9億4,342万5,034円となり、前年度に比べ約6,900万円ほど増加しておりますが、現金預金は減少したものの、新たに有価証券を取得したことや、先ほど経理状況でご説明させていただいた消費税還付に伴う未収金が増えたことによるものです。

8ページに移り、3の固定負債ですが、企業債残高のうち、平成30年度以降支出予定額を計上してあります。

残債の内訳でございますが、第3次拡張事業にかかわるものと、新たに浄水場の中央監視制御設備等更新工事に伴い借り入れたものです。

第3次拡張に伴うものは、平成9年から平成12年債の計8本、借入利率は1.9%から2.3%となっております。

また、中央監視制御設備等更新工事に伴うものは、借入利率0.3%で、平成49年が償還終期となっております。

なお、企業債明細書については19ページに添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、4、流動負債でございますが、合計1,005万2,429円となりました。

(1)の企業債については、平成29年度償還額を計上しており、(2)引当金については、次年度6月賞与にかかわる当年度期間割りの引き当て分です。

5の繰延収益でございますが、みなし償却制度の廃止に伴い、平成26年度決算から仕分けしているもので、これまで償却を行わなかった国・県補助金や納付金について長期前受金として計上し、これまでの収益化累計額は18億6,895万9,543円となっております。

続いて、7の剰余金になりますが、主として損益勘定にかかわる累計額を計上しており、損益計算書でご説明申し上げたとおり、累積欠損は発生していないことから、(2)ハ、当年度未処分利益剰余金は3億5,983万2,833円となり、減債積立金を含む剰余金合計は3億8,983万2,833円となっております。

次に、現金の動きを示すキャッシュフローについてご説明申し上げます。14ページをご覧ください。

上段になりますが、収益的収支にかかわる当年度純利益については、1,995万1,262円の黒字となりました。未払金は減少したものの、当年度純利益が減になったことや消費税還付金に伴う未収金の影響はありますが、業務活動によるキャッシュフロー全体では6,000万円超の増となりました。

一方、中段に示す投資活動によるキャッシュフローにつきましては、有形固定資産の取得に伴う支出については2,155万5,561円と比較的抑制されたものの、中央監視制御設備等更新工事に伴う建設仮勘定の取得による支出並びに資金のさらなる効果的運用の観点から、有価証券に1億5,000万円を振りかえたことにより、投資活動全体では3億9,800万円ほどのマイナスが生じております。この結果、平成28年度末の資金期末残高は6億1,556万2,495円となり、平成28年度期首残高7億1,113万3,222円に対し、9,557万727円の減少となっております。

次に、各指標に基づく経営分析でございますが、26ページをお開きください。

中段の経営分析（2）でございますが、1立米当たりの水の利用量を示す供給単価は252.98円となりました。前年度に比べ0.61円の増となっており、料金等の改定を行っていないことから、使用水量が基本水量を下回る世帯が増えていることがうかがえます。

また、1立米当たりの水をつくる費用を示す供給単価は339.61円となり、前年度に比べ4.03円増となりました。有収率は向上しているものの、人件費や修繕費などの経常費用が増加したことによるものです。今後につきましては、経常費用の抑制等の経営努力を図ってまいります。

また、経営分析（3）で示す施設の利用率につきましては、平成27年度に比べ0.04ポイント改善しております。今後につきましても施設の適正規模等を十分に踏まえ、施設利用率をさらに高めることにより効率的な事業運営に一層努めてまいりたいと考えております。

今後につきましても、引き続き安全な水の供給と安定した経営を維持するため、さらなる有収率の向上や経常経費の抑制に努めるとともに、決算審査意見書にご指摘いただいた内容を十分に踏まえ、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成28年度御宿町水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成29年6月23日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査をいたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成28年度御宿町水道事業決算審査意見書によってご報告してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

28年度御宿町水道事業決算ということですが、ただいま報告もありましたが、有収率0.65%増と、しかも95.84%ということで、非常に高い有収率、これは県内トップクラスではないかなと思うんですが、これ補正のときもお伺いをしたところでもあります、本当に職員の日々の努力のたまものだろうというふうに理解しております。

この有収率、県内ではどの程度のことなのかと、それから建設状況という中で私、今9ページの事業報告書を見ながら質問しているわけですが、水道施設機能診断更新計画に基づきという説明になっておるわけでありますけれども、この中で、最終的には経理状況、4年連続ですが、黒字会計だったと思うんですね。逆に言うとそれ以前は赤字だったのかなというふうに聞こえるわけでありますけれども、この間も何回もお伺いしています。

それからもう一つ、ページがちょっとわかりかねるんですけども、未収金ですね、これが非常に大きな額減少しているわけであります。今、経済状況が大変厳しい中、なかなか町民の皆さんも日々の生活、また事業所の皆さんも大変経営が厳しい中、収納率を上げるというのは、なかなか難しいと申しましょか、いろんな困難な面があるというふうに思うわけですね。この間もこれについては丁寧な事務の対応を求めているところでございますが、どうした苦労があるのかを含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず有収率の点からご説明させていただきます。

有収率につきましては、県内の順位というものが何位かというところは定かではないのですが、近隣自治体等の状況を見ますとおおむね80%台で推移をしているのが実情でございます。95%台というのは今のところ非常に高い有収率を維持できているものと分析しております。

こちらにつきましては、以前から産業建設委員会と定期的にすりあわせを行いながら、赤水対策であるとか施設の更新につきましては、細かく委員会のほうでも監視、ご助言をいただいているところであり、こうした取り組みの中で、委員会、それから課のほうの事務職員、それぞれ調整をした中で、細かく対応できている成果であると考えております。

また、先ほどもご助言いただいたように、赤水対策等を小まめにやることによりまして、ロスする水を最小限にとどめるとともに、深夜時間帯の水の量が通常よりも多く出ていないかど

うか、それを日々チェックすることによって、気がつかない漏水があるのではないかとこのところ、ここのところ、日誌の確認を基本的には出勤日において毎日確認をしております。そうしたことから、どこかで漏水がしているところを発見次第、漏水の特定に急ぎまして、そういう取り組みが有収率の向上につながっているのではないかとこのところ分析をしているところではあります。

また、経営の状況につきましては、これまで赤字経営というものが続いていた中で、監査委員さんの方のご指摘、また産業建設委員会の方のご助言、いろいろな意味での資金の運用であるとか、老朽化した施設を計画的に直すことによって、省エネ化を図ったり、無駄を省いたりというような取り組みの中で、少しずつ経常費用の抑制を努めることが達成をできました。その結果といたしまして、結果として4年連続の黒字経営が続いており、今後も適切に経営の管理を進めてまいりたいと考えております。

徴収率につきましては、未収金の状況につきましては、毎回の例月監査ごとに監査委員さんとも相談をしながら細かく調整を進めているところであり、具体的な事務の取り組みといたしましては、水道料金については2カ月に一度料金の徴収を行うわけですが、納期が過ぎた段階において未収であった方については、1件1件個別の連絡をさせていただき中で、それぞれいろいろなご事情を抱えておりますので、ご事情に応じて1件1件個別のケアをする中で、現年徴収率を上げていったというような、職員一人一人の積み重ねの結果が未収金の解消につながっているものと判断しております。

また、過年度分につきましても、多くためてしまいますとなかなか対応が困難になってしまうことから、一、二回分がたまった段階において個別に相談をしていく中で、これ以上累積しないための、例えば1,000円ずつでもというような御相談の中で、細かく入れていただきながら、これ以上増やさない対策というもので、日々の職員の努力の結果が未収金の解消につながっているものと分析しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

先般、私、一般質問で、そういう未収金と申しましょうか、それがやっぱり生活の赤信号というか、黄色信号だと、それを早くキャッチをして、早目早目に対応とっていただいたらというお話もさせていただいたわけでありますけれども、既にそれを実行されているということだろうと思えますし、そういう面では、そういう丁寧な対応、特にその前提となりますいわゆる事業執行、これは水道事業であります、それを行政としてこういう努力をして結果を出して

いると、それは収入として水道料金があるわけで、それは原資ですよ。黒字になっていると。それはやはり利用者の皆さん、住民の皆さんにとっては、支払うという中で理解をいただくことは、私は大前提ではないかと思うんですね。

町長、こういうふうに事業会計では非常に努力をして、明確な結果が出ていると思うんです。こういうやり方、やっぱり一般会計においても必要なのではないのでしょうか。特に予算の組み立てですよ。先ほども審議が途中で19日に延伸という形になりましたけれども、丁寧な事務執行、また町民への説明、予算の策定に当たっても水道施設機能診断更新計画、こういう長期的視野に立って、計算をしながら、それでも今日の補正の中で、さまざまな突発事故と申しませうか、想定をしない事案が出てくるわけでありまして。私はここで学ぶべきことがあると思いますよ、町長。

たしか5年前ですか、そのときの3月の最終補正案ですね、これたしか撤回になったんじゃないですか。そのとき、たしか町長は石田さんだったというふうに理解をしています。その同じ経営者なんですよ。じゃ、なぜそれが、たしか撤回だと思うんですね。新年度予算もたしかそのときは組み替えになったと思っています。だから、補正予算と同時に歳入歳出が合いませんので、新年度予算、水道事業会計の予算も同時撤回されたというふうに私は記憶をしています。

それは、誰がその3月まで管理者としていたんですか。それを誰が建て直したんですか。まさにV字回復じゃありませんか、結果は。当時、産業建設委員長、委員会だけでなく幅広く知恵を集めようじゃないかということで、議会の中でも委員長から提案がありました。議員は、民宿やさまざまな企業、御宿でトップを走っている会社の方はたくさんいらっしゃるわけです。そういう文殊の知恵を寄せて組み立てたのが、今報告があったこのシステムではありませんか。これ、町長が考え出されたんですか。じゃ、なぜこういう教訓を町長は一般会計の執行に使わないのですか。同じ町、管理者、石田氏ですよ、あなたですよ。どうしてこういう違いが出るのですか。全く私は理解できません。同じ職員ですよ。職員はこうやって1年か2年かにかいつか、こうあるというふうに聞いております。何で先ほどの補正会計みたいなことになってしまうんですか。わかるように説明していただけないか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 水道事業会計につきましては、課長初め職員の皆さん、大変な努力でこのような分析をされ、すばらしい結果となったと思っております。

そういう中で、一般会計について、先ほどはご指摘もいただいておりますが、これはしっか

りと今後、私も努力をしていきたいと思いを。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第10、議案第10号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第10号 平成28年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の27ページをお開きください。

平成28年度決算は歳入総額15億5,598万5,236円、歳出総額13億9,902万3,898円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億5,696万1,338円の黒字決算となりました。

平成29年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は歳入歳出差し引き額と同額となりました。

それでは、平成28年度決算概要で説明させていただきますので、決算概要の1ページをご覧ください。

上から2行目の国保の加入状況でございますが、平成28年度平均加入者数は対前年度比

4.7%減の2,897人、世帯数は2.9%減の1,770世帯となっております。全住民との比較では、加入者数が37.8%、世帯数が48.2%という状況です。

続きまして、歳入決算の状況でございますが、決算概要の6ページ、1) 決算の比較をご覧ください。

歳入総額は15億5,598万5,000円で、前年度と比較いたしますと380万6,000円、0.2%の減となっております。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、決算額2億6,683万8,000円、構成比は全体の17.2%、前年度比で2,310万3,000円、8.0%の減となっております。資産割の引き下げと加入者数減少等の影響により減額となりました。

2 款使用料及手数料ですが、14万4,000円、前年度比3万7,000円、20.4%の減となっております。国保税の督促手数料です。

3 款国庫支出金ですが、2億7,256万4,000円、構成比17.5%、前年度比2,507万1,000円、10.1%の増となっております。療養給付費負担金及び財政調整交付金において対象医療費の増額と対象額算出の中で差し引かれる前期高齢者交付金の減少が増額の主な要因となっております。

4 款療養給付費等交付金ですが、2,337万8,000円、構成比1.5%、前年度比481万7,000円、17.1%の減となっております。退職被保険者数の減少に伴い医療費が減少したため、前年度と比較して減額となりました。

5 款前期高齢者交付金ですが、3億9,996万3,000円、構成比25.7%、前年度比3,916万円、8.9%の減となっております。当該年度の概算額と前々年度精算額により算定されるものですが、平成27年度に精算分の影響で交付額が多くなりましたが、平成28年度は精算による影響が少なかったため、前年度と比較して減額となりました。

6 款県支出金ですが、8,551万円、構成比5.5%、前年度比1,941万9,000円、18.5%の減となっております。財政調整交付金の一部である保険財政共同安定化事業の拡充による調整分が前年度と比較して少なかったことが減額の主な要因となっております。

7 款共同事業交付金ですが2億7,031万5,000円、構成比17.4%、前年度比2,549万7,000円、10.4%の増となっております。

8 款繰入金ですが、9,701万6,000円、構成比6.2%、前年度比704万1,000円、6.8%の減となっております。28年度は、財政安定化支援事業繰入金の算定に用いる係数に変更があったため

減額となりました。

9款繰越金ですが、1億3,877万1,000円、構成比8.9%、前年度比3,860万7,000円、38.5%の増となっております。

10款諸収入ですが、148万6,000円、構成比0.1%、前年度比59万6,000円、67%の増となっております。第三者納付金及び医療費返納金の該当者が多かったため、前年度と比較し増額となりました。

次に、歳出予算でございますが、歳出合計13億9,902万4,000円、前年度と比較いたしますと2,199万5,000円、1.5%の減となりました。

歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款総務費ですが、1,601万4,000円、構成比1.1%、前年度比100万8,000円、6.7%の増となっております。システム改修に係る経費が前年度より多かったため、増額となっています。

2款保険給付費ですが、8億3,825万8,000円、構成比59.9%、前年度比830万7,000円、1.0%の増となっております。加入者減の影響を1人当たり医療費の増加が上回ったため、前年度と比較して増額となりました。

3款後期高齢者支援金等ですが、1億5,662万8,000円、構成比11.2%、前年度比1,581万1,000円、9.2%の減となっております。後期高齢者医療制度における給付費は増加傾向にありますが、御宿町国保の加入者数が減少している影響により前年度と比較して減額となりました。

4款前期高齢者納付金等ですが、11万3,000円、前年度比8,000円、6.6%の減となっております。御宿町国保の加入者数の減少により減額となりました。

5款老人保健拠出金ですが、5,000円、前年度比2,000円、28.6%の減となっております。

6款介護給付費ですが、5,611万5,000円、構成比4.0%、前年度比900万2,000円、13.8%の減となっております。第2号被保険者の減少に伴い減額となりました。

7款共同事業拠出金ですが、2億8,231万1,000円、構成比20.2%、前年度比2,066万2,000円、6.8%の減となっております。県内全市町村の対象医療費の状況から減額となりました。

8款保健事業費ですが、1,055万7,000円、構成比0.8%、前年度比27万1,000円、2.5%の減となっております。

9款基金積立金ですが、2,600万円、構成比1.9%、前年度比600万円、30.0%の増となっております。条例に基づき、前年度剰余金の5分の1を目安に積み立てを行いました。

11款諸支出金ですが、1,302万3,000円、構成比0.9%、前年度比844万6,000円、184.5%の増となっております。前年度と比較して国保税還付金及び国庫支出金返還金が多かったため、増

額となりました。

以上、説明を申し上げましたが、決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、本決算につきましては、8月31日に開催されました国保運営協議会においてご承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから監査報告させていただきます。

平成28年度御宿町御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成29年7月21日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数並びに会計記録は正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成28年度御宿町決算審査意見書によってご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

国保会計であります、28ページ、概要では14ページ等で、いわゆる収納状況であります、収納率ですね、全体では65.13%ということですが、これ、水道会計でもありましたが、この収納にあたっての事務の内容についてと現状、去年と今年もどういう状況があるのか含めまして、説明をまず求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 28年度の国保税の収納状況におきましては、今、石井議員のご指摘のとおり65.13%ということで、前年対比でいきますと1.53%のマイナスとなってしまいました。

昨年におきましては、現年収納率ということに重きを置きまして、91.55%、27年比でいきますと0.19%でございますが、維持することはできたのですが、過年度分につきまして、大き

く4%ほど下げたてしまいました。私どもも徴収に対しては、以前より議員ご指摘のとおり、生活状況の把握ですとか、そういったことには努めておりますが、水道会計のご努力のようなことを反省すべきところがございます、今後につきましては、生活状況等相談しながら、過年度分についても収納率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解をいたしました。この収納率については大きくやはり、特にこの農村部、国保会計の加入者というのは農家の方だとか、零細の商店の方々だとかいうところがございますので、景気の動向というのを非常に強く受けると。右肩上がりに上がっていくという状況になれば、前年度の税について払うということも非常に楽なのかもわかりませんが、残念ながらそういう状況ではないと。それは加入状況のほうの説明でもあったわけでありますので。

そういう中で、今、国保、国民的にも非常に重い負担になるということで、政府のほうの音頭の中で、ただいま一元化という作業を進めておられるというふうに伺っております。

ちなみに9月、今月8日ですか、県から県内の2017年度での試算というのが公表されたやに聞いております。これはまだまだ確定とはならないということであるわけでありますが、しかし、現実には一本化はたしか来年4月というふうに承っております。そういう面では、本当に直近の中で、具体的にどういう税状況になるのか、住民の皆さんも心配というか、不安な状況であろうかというふうに思うわけでありますが、それも踏まえて、どういう状況なのか、県の公表がどういう状況になっているのかも含めて、現在の事務状況について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今、石井議員からお話がありましたように、新聞で来年度の国保税の試算が公表されました。これによりますと、これは県が行っております試算の結果でございます、今回が3回目となります。これにつきましては、平成29年度予算ベースで30年度からの新制度を前提としたもので、一部公費を反映させ納付金を算定しております。また、激変緩和についても予行を実施したものでございます。

この結果は、県平均1人当たり標準保険料は27年度の法定外繰り入れ等の要因がないと仮定した理論値が10万4,967円でございます、これに比べて、今年度の試算が10万3,955円、1,012円の減となっております。これが全体でございます、御宿町の場合は、1人当たり保険税額が29年度の理論値を27年度の理論値と比較いたしますと3万3,791円の減となっております。

ます。このほかにも激変緩和のパターンが3つ示されておりますが、どのパターンにおきましても県内で最も保険税が下がる市町村という結果となりました。

県保険指導課に問い合わせましたところ、試算結果が今後、本算定で変動するものであり、激変緩和措置の方法も決定していないため、試算結果のとおり保険税が減るわけではないので、注意していただきたいということでしたが、傾向としては減るということはわかりました。

税金については以上でございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

県内で一番下がるということではありますが、もう一つちょっと確認したいのは、この間、基本的に大きく税率は変えておらないというふうに理解しておりますので、現在、どの程度に今、御宿町の国保税の税額があるのかと。

私も9日の新聞報道ですね、翌日の新聞報道を見ておりますけれども、これを見ますと、下がる率でも大きいですし、結果的には県内でも最下位クラスですよ、これは最終的に多少変動するのかわかりませんが、多分そんなに大きく順位は変動しないのではないかなと勝手に私は思っているわけでありまして、そういうわけで、現在では何位ぐらいにあるのかということも、すみませんが、ご答弁いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今、県で発表されています直近が平成27年度の保険税の1人当たり調定額というものでございまして、これが御宿町の場合9万5,929円で、54団体中、高いほうからですが、28番目、ほぼ真ん中という状況でございます。

今回、鋸南町が一番下で、下から2番目ということなんですけれども、詳しくは県からは示されておらないのですが、試算の方法等を見ますと、納付金算定にあたりましては、各市町村の年齢調整後の医療費水準と所得水準が関係しております。御宿町は高齢化率が高いため、年齢調整を行うことで医療費水準が本来の医療費水準よりも低くなります。また、県全体の納付金基礎額のうち、応能部分については、所得水準の低い当町では、所得水準の高い市町村と比較し、負担が少なくなるというような推測をしております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

今まで私たち、住民の皆さんからもよく県内格差について、是正について求められるわけで

ありますけれども、今回については、そうしたものが若干緩和されているのかなという推測ですよね、ということでございますので、引き続き、また町長のほうでありますけれども、そういう県内格差ですよね、特に、先ほどからの暮らしの状況もあると思いますし、さまざまところで、県当局ともお会いできることもあろうかと思いますが、ぜひ引き続き、そういう特徴、御宿町、この地域の特徴を県当局に伝えていただきながら、県内、公平な課税体系になるような形を求めたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） しっかりと現状を分析した中で、今このような結果が出ておりますので、公平な対応をお願いしていきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

次に移ります。

24ページであります。これは歳出のほうであります。短期人間ドック費用補助金、それから、特定健診、特定保健指導等あるわけですが、こちらの、例えば短期人間ドック、これは不用額が出ております。17万四千何がしということでございますが、これは何件ぐらいの残になるのでしょうか。

それから、特定健診等については、検査のほうは執行率で31.6ですか、保健指導が21.8とかという数字になっておろうかというふうに思うわけですが、これが、この間の推移の中でどうなっておるのかと。たしか今、データヘルスとか、そうした作業も当年度内の中で行っておられるかというふうに思いますが、これらの推移状況、今後についてどのように考えておるのか。

それから、短期人間ドックについては、これは私は、そもそも100%使うべき事業、努力をして、事業改善をして残すべき事業と100%使うべき事業と、私は2種類あるというふうに思います。この部分については、100%執行すべき事業だというふうに思っておるわけですが、そうした観点の中で、どのように事業実施されたのか、伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） まず、短期人間ドック費用補助金でございますが、当初予算額は、79人を見込んでおまして、237万円でございます。決算におきましては、74人で219万5,965円、人数的に言えば、5人の不用額ということでございます。いろいろ広報はしているんですけれども、結果的にこういう結果となってしまいました。27年度につきましては、決

算で79人でした。ですので、5人の減ということでございます。

続きまして、特定健康診査の状況でございますが、28年度が31.6%、27年度も31.6%でした。これにつきましては、我が町は集団健診を行っておりますので、郡内で集まりましてもなかなかみんな受診率が上がらないという話をしております。厚労省保険局の保険者による健診・保健指導等に関する検討会におきましては、特定健診、特定保健指導の見直し内容を盛り込んだ報告書を取りまとめております。

この中で、特定健診の実施率向上として、医療機関が診療で得た患者の検査データを保険者が提供を受け、特定健診のデータとして活用する手法について、一定のルールを作成する方針を盛り込んだということでございます。

30年度に改定する特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きなどで規定し、全国で実施しやすいようにするというところでございます。これはまだ案の段階ですが、国としてはこういう方向で進んでいるようでございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

同24ページで、財政調整基金積立金ということで2,600万円の積み増しということになっております。概要の14ページのほうには基金保有状況の推移ということで載っておりますが、この表を見ますと19年度2,000万円から、最近は2,000万円単位で積み増しして、これを見ると保有額で1億2,000万強というところまで基金が積み上がっているというふうに思うわけですが、もともと税というのは、当該年度に使うというのが、これが基本だろうというふうに理解をしております。

確かにこれまで、この直近の中では、先ほど質問いたしました統合ですね、どのような財政状況になるのか、組み立てになるのか、また、保険になるのかということが見えてこなかったわけでありまして、大体おぼろげに見えてまいりましたし、もうあと数カ月もすれば確定と、新年度予算ということで確定ということになろうかと思えます。

そうした中で、やはりこれはきちんと被保険者に返していくということだろうなというふうに思いますので、そうしたことも踏まえまして、この基金保有、それからあと、これ以外にも現金の繰り越し分もあろうかと思えますので、税負担、少しでも計画的に下げていくということが私は必要だろうなというふうに思うわけでありまして、今後の調整状況についてのお考え

について伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今回、繰越金が出まして、それが少し多額ではないかというご質問でございますが、会計を預かる者として、安定した財政運営に努めた結果でございますので、1カ月医療費、約9,100万円ですか、これに比べますと若干多うございますが、適正な保有額の範囲内であると、今のところ考えております。

今後につきましては、広域化になりまして、先々の見通しがつくようであれば、そのときに、保険税率の軽減について検討してまいりたいと考えます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第11、議案第11号 平成28年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第11号 平成28年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の9ページをお開きください。

平成28年度歳入歳出決算は、歳入総額 1 億3,316万3,642円、歳出総額 1 億3,271万3,642円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は45万円の黒字決算となりました。

また、平成29年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額となりました。

それでは、平成28年度決算概要の 1 ページをお開きください。

御宿町の後期高齢者医療被保険者は、75歳以上の方が1,843人、65歳から74歳までの重い障害のある方が13人で、合計1,856人となりました。被保険者数は増加の状況にあります。

続きまして、歳入決算の状況ですが、決算概要の 3 ページをご覧ください。

歳入総額は 1 億3,316万4,000円となり、前年度と比較しますと1,330万1,000円、11.1%の増となりました。これは、保険料と繰入金が増となったことによるものです。

歳入構成比は、後期高齢者医療保険料が77.5%、使用料及び手数料が0.1%、一般会計からの繰入金が22.1%、繰越金が0.1%、諸収入が0.2%となっております。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は 1 億323万8,000円で、前年度と比べますと1,191万3,000円、13%の増となりました。保険料率は 2 年に一度見直しを行うこととなっており、平成28年度は改正が行われました。

4 ページに 3) 保険料率の推移がありますが、平成27年度と比較しますと均等割額で1,700円の増、所得割率で0.5ポイントの増となりました。収納率については、同じページに推移がありますが、保険料の現年度分の収納率は99.88%となっております。

3 ページにお戻りください。

使用料及び手数料は 1 万4,000円で、保険料の督促手数料です。

繰入金は2,946万6,000円で、前年度と比べますと129万9,000円、4.6%の増となりました。これは、保険基盤安定繰入金の増額によるものです。保険基盤安定繰入金は、低所得者や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減措置であり、この軽減分は、町と県の公費により補填されるものです。平成28年度は軽減措置が拡大されたことにより増となりました。

繰越金は18万3,000円となり、前年度からの繰越金です。

諸収入は26万3,000円で、保険料の還付金であり、歳出還付をした場合、広域連合から返還されるものです。

次に、歳出決算ですが、歳出総額 1 億3,271万4,000円となり、前年度と比較しますと1,303万3,000円、10.9%の増となりました。これは、後期高齢者医療広域連合納付金が増となった

ことによるものです。

歳出の構成比は、総務費が0.7%、後期高齢者医療広域連合納付金が99.2%、諸支出金が0.1%となっております。

次に、歳出決算の主な特徴についてご説明をいたします。

総務費は82万7,000円で、平成28年度は徴収用封筒と納付書を印刷しなかったため、8万7,000円の減額となっております。

後期高齢者医療広域連合納付金は1億3,165万8,000円で、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付する被保険者の保険料と基盤安定繰出金です。保険料率の引き上げによる保険料の増と保険料の軽減措置が拡大されたことによる基盤安定繰出金により1,306万4,000円の増額となっております。

諸支出金は22万9,000円で、保険料の過年度還付金です。

5ページには、後期高齢者医療運営の仕組みと後期高齢者医療制度の負担割合を表記いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成28年度御宿町後期高齢者特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成29年7月21日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であったものと認められました。

なお、詳細につきましては平成28年度御宿町決算審査意見書によって報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

後期高齢者医療決算ということですが、4ページ、5ページ、決算概要の中でありますが、いわゆる収納率の推移、そしてまた、5ページには後期高齢者医療運営の仕組みということで説明が載っておるわけですが、いわゆる後期高齢者、ほとんどが広域連合が事務

を行うという中で、たしか普通徴収、直接納める部分は市町村が行うというふうに伺っておるわけではありますが、それは町内全体の中で何人ほどなのか。

それともう一つは、たしかこれ、該当になる、例えば75歳の満年齢月ですね、年度途中、これがたしか普通徴収になっておったかというふうに思うわけではありますが、事務の煩雑もありますし、住民の皆さんはなかなかそのことへの理解がない中で、この収納率の問題になるということもあるやに伺っております。

広域連合のほうでも丁寧な事務説明、住民側に対する説明を行っているというような話も伺っておりますけれども、そうした、直接住民に対応する事務を市町村では行うというふうに伺っておりますので、どういう事務があるのか、現状の中での課題等もありまして、説明をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 徴収方法についてでございますが、特別徴収が1,517人、普通徴収が339人となっております。

あと、75歳になったときの対応でございますが、保険証と一緒にお知らせをお送りする。また、それに先立ちまして、年度当初にはお知らせ版に掲載をさせていただいております。広域連合の仕組みについて、お知らせ版に掲載させていただいております。あとは町のホームページですね、に掲載してございます。

以上です。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ございませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

なかなかそれでも、年度途中、満年齢を迎えた該当になられた方というのは、なかなか気づきにくいというんですか、認識というのが非常に難しいと。県内でも問題が起きているというか、大きな課題になっているというような話も伺っているところでございます。

それで、この後期高齢者医療も、連合のほうで専用のホームページも立ち上げているというふうにも伺っておりますが、市町村ごとにおいて、やはり非常に後期の仕組みを含めまして、ホームページ上での扱いというのが大変落差が激しいという感じがするんですね。この仕組みも含めまして、特に高齢者の方々、認知症を含めまして、こういう回覧とか、そういうものを読むということも含めまして、大変難しいというか、困難な部分があるというふうに思いますし、もっと若い世代の中でこの制度をきちっと理解していただくということも必要ではないかなと

いうふうに思います。さまざまな税の発行物でありますとか、いろいろなイベント等とか、やはりきちんとした周知というのが継続的に私は必要ではないかなと。それから、大きいポスターも送られてくるやに伺っております。そうしたポスター等も効果的な場所に、効果的に張るということも当然必要ではないかなというふうに思います。

特にこれまで、町をつくり、支えてくださった方々が加入されている制度でございますので、丁寧な事務を求めたいというふうに思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） おととしですか、石井議員さんにご指導いただきまして、ホームページについては、改修をさせていただきました。

また、紙ですね、町の広報についてももう少し回数を増やしまして、わかりやすくご説明をしていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

ただいまの出席議員は11名です。

議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第12、議案第12号 平成28年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第12号 平成28年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げます。

決算概要の1ページをお開きください。

平成28年度は第6期介護保険事業計画の2年目であり、介護サービスの適正な給付と地域包括支援センターによる介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業や総合相談、権利擁護事業等、さまざまな地域支援事業を展開してきたところです。

介護認定者数は増加の傾向となっており、認定者出現率は0.1ポイントの増となりました。急速に進む高齢化の進展の中で、高齢化率も47.8%となり、保険給付費も伸びております。

また、65歳以上の第1号被保険者数は、平成28年度末で3,658人、前年度と比べますと30人の増加となっております。

歳入歳出決算収支でございますが、決算書の21ページをお開きください。

平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額で10億5,088万4,120円、歳出総額9億7,678万1,517円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は7,410万2,603円の黒字決算となりました。

また、平成29年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額となりました。

続きまして、歳入決算の状況でございますが、決算概要でご説明させていただきますので、決算概要の7ページをご覧ください。

歳入総額は10億5,088万4,000円となり、前年度と比べますと5,725万6,000円の増額、5.8%増となりました。増額の主な要因といたしましては、介護保険料の増や給付費の法定負担分が増えたことによるものです。

次に、歳入決算の主な特徴についてご説明をいたします。

1款介護保険料でございますが、1億8,710万6,000円で、前年度と比べますと304万2,000円の増となりました。加入者の増加が主な要因となっております。

2款使用料及び手数料は2万6,000円で、介護保険料の督促手数料でございます。

3款国庫支出金ですが、2億4,673万1,000円となり、給付費の法定割合分が増となったことから、前年度と比べ2,739万6,000円の増となりました。

4款支払基金交付金は2億7,187万1,000円となりました。社会保険診療報酬支払基金から交

付される第2号被保険者の保険料であり、国庫支出金と同様、給付費の法定割合分が増となり、前年度と比べ1,815万6,000円の増となりました。

5款県支出金ですが、1億5,774万3,000円となり、給付費の法定割合分が増となったことから、前年度と比べ1,732万1,000円の増となりました。

6款繰入金は1億5,250万2,000円となり、前年度と比べますと25万5,000円の減となりました。

7款繰越金は2,536万6,000円となり、前年度からの繰越金でございます。

8款諸収入は40万2,000円ですが、交通事故による第三者納付金があったことから増額となりました。

9款町債は913万7,000円ですが、千葉県介護保険財政安定化基金から借り入れたものです。

次に、歳出決算でございますが、決算概要の8ページをご覧ください。

歳出総額9億7,678万2,000円、前年度と比較いたしますと852万円の増額、0.9%増となりました。保険給付費の増加が主な要因となっております。

1款総務費ですが、職員人件費を含め、介護保険料賦課徴収などの事務費に係るもので、2,079万1,000円となり、前年度と比べ192万円の減となりました。主な減額の要因としましては、平成27年度に制度改正に対応するためのシステム改修を行い、一時的に支出が増えたことによるものです。

2款保険給付費でございますが、居宅サービス、施設サービス、高額介護サービスなどに係る給付金で、9億2,864万1,000円となり、前年度と比べますと1,538万2,000円の増額となりました。要介護者の方の介護サービス諸費と要支援の方の介護予防サービス諸費で、増額となりました。

介護予防サービスについては、要支援の結果が出た方については、要介護へ移行しないよう現状の維持、改善の取り組みが必要であり、今後のニーズはさらに高まるものと予想されます。また、施設利用に伴う居住費、食費などの補足給付を行う特定入所者介護サービス等費においても増となったことが給付費増額の要因となっております。

3款地域支援事業費でございますが、1,956万7,000円となり、前年度と比べますと189万8,000円の減額となりました。平成29年度からの総合事業の開始に向け、事業の見直しによるものが減額の要因となっております。介護予防普及啓発事業、地域リハビリテーション活動支援事業として、鶴亀くらぶを実施し、地域介護予防活動支援事業として、巡回型元気いきいき教室を実施しました。また、地域全体で介護予防事業が展開できるよう、介護予防サポーター

養成講座を開催し、巡回型元気いきいき教室については、業者委託から介護予防サポーター中心の活動にしました。そのほか、介護費用適正化のために介護給付費明細通知や、家族介護支援のための家族介護用品給付券の交付を行いました。

4款諸支出金は778万3,000円となり、前年度の保険給付費や地域支援事業費に対する法定割合分の平成27年度精算であり、国・県支払基金への返還、町一般会計への精算繰り出しを行いました。

以上、決算の概要を申し上げましたが、決算審査の意見を踏まえ、今後の財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成28年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成29年7月21日、役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に基づき正確に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合いたしました結果、その計数及び会計記録については正当であるものと認められました。

なお、詳細につきましては平成29年度御宿町決算審査意見書によりご報告させていただいてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 介護保険特別会計決算ということで、大きく2点について質問いたします。

1点目、概要書の3ページ、町債ということですが、913万7,000円ということであり

ます。この決算状況を見ても、いわゆる介護保険というのは、3カ年で課税を行うということで伺っております。そういう中で、町債を起すことと次年度の3カ年、保険料の負担がその分上がるということになろうかというふうに理解をしております。

ということでもありますけれども、この決算状況を見ますと、これ、借り入れを行わなくても、やりくりの中で何とかできるのではないかなという感じもするような数字が並んでおるわけで

ありますけれども、そうしたことも含めまして、なぜこういうことが起きるのか。また、私の指摘が正しいのか、正しくないのかについて、説明を求めたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 結果的に、実質収支から精算分の返還金を除いても2,557万2,000円となり、実際には、913万7,000円の借り入れを起さなくても足りた計算となります。

しかしながら、保険給付費の見込みについては、補正予算編成時の10月に積算いたしました。ここでは8月分までの給付実績で年度末までの給付を見込んだため、その時点では給付費に不足が見込まれたため、借り入れの補正を行いました。その後、死亡や施設利用者の減などにより、施設介護サービス費について、不用額が生じた結果となりました。

3月補正予算において、不用額の減額補正をすることも考えましたが、2、3月分の支払いも控えておきまして、この間の新たな認定者や施設利用者の増加などを踏まえますと、不用額の見込みが困難であるため、減額補正を控えさせていただいたところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

たしか本年度、今動いております当初予算も額の記載が盛り込まれておったというふうに思います。確かに人間ですので、特にこれから秋、冬、早春にかけて健康状況というのは非常に厳しいと、いろいろな状況が発生するというのは、経験的にもわかるわけではありますが、今年が最終年度ですよ。そういう中では、私が先ほど言ったとおりだと思いますので、次の会計年度、3カ年の運営という中で、非常に大きな割合が占めるというふうに思いますので、なかなか難しい判断でありますけれども、今年の運営、やはり精査に精査を重ねた中で介護保険会計を運営していただくことが必要だろうということをご指摘させていただきたいと思います。

次に5ページであります。地域支援事業費という中で、（4）の上の段落の中で、いわゆる認知症ですね。これは、28年度から認知症総合支援事業を実施し、というふうに書かれてございます。ちょっと決算の中で、なかなか、ページがどこかというのがわかりづらいわけでございますので、ここで書いてありますので質問いたします。

この認知症というのは、今全国で非常に大きな問題となっておりますし、一番の問題は、本人がなかなか気づきにくいと、やはり家族によって発見をされるというのが大変多いというふうにも報告をされているというふうに理解をしております。そういう中で、本町でも28年度からこうした取り組みを始めたというのは評価すべきことというふうに考えるわけではありますが、どういう事業がされたのか、また、その課題等を承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 御宿町は、県内でも最も高齢化率が高い状況であり、認知症の方も増えていくことが予想されます。行政としましては、高齢者の皆様がいつまでもお元気で、そして安心して地域で生活できるよう、認知症サポーター養成講座の開催、御宿町高齢者見守りネットワーク事業の展開、各地区の集会所等をお借りしての介護予防事業を行っているところであります。

28年度におきましては、本年の2月18日に役場大会議室におきまして、認知症の正しい理解の普及啓発のため、認知症サポート医であるラビドールクリニックの医師による講演を行いました。

また、28年度ですが、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に対する対策の充実を図っているところでございます。

このほか、認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症ケアパスというんですが、このようなものなんですけれども、認知症のチェックシートなども記載されております。こういうものも作成し、認知症対策の充実を図っているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この1年をやってみて、課題はどうだったのかというところ、ちょっと言及がなかったということと、このチェックシート、若い人たちが気づくという関係では、一番大事だろうなというふうに思いますね。例えばインターネットの掲示だとかを含めまして、あとこれちょっとわからないんですけれども、これは1ページものですので、回覧と一緒に全戸に1枚ずつ配ってもよろしいかなという感じもするんですけれども、ちょっと私も回覧等に全部目を通してはいるわけではないので、私がわからないかもわかりませんが、もし、そういうことをやっていないとすれば、ぜひ各戸に1枚ぐらい配って、日ごろからこういうものを理解していただくということは、大変大事ではないかなと思いますので、その辺も含めまして、改めてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 課題ということでございますが、認知症初期集中支援チーム、これをつくりまして、この目的は、医療につなげるということが一番の目的となっております、なかなか、認知症の方はお医者さんに行きたがらないというところがございます、それ

をどのように納得いただくか、あるいは、納得いただかない場合もお連れするかというのが一番の具体的な問題ではなからうかと思っております。

また、先ほどのケアパスにつきましては、まだ全戸配布等はしておりませんので、これ1枚配ると何だということになっちゃいますので、もう1枚つけてお配りするような方法をちょっと考えてみたいと思います。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

13ページの介護認定審査会共同設置負担金、278万9,227円ということで、これは広域市町村事務組合に委託事業ということで、全体で2,427万と2市2町で判定審査の件数が5,480人、御宿町は606人がこの認定審査を受けているということで、これについて、二、三質問したいと思います。

まず、判定を受けるのに個人負担があるのかどうか。

それと、これは毎年認定審査を受けなければならないのか。

それと、要介護度1から介護度5までの人数ですね。

それと、各区別の高齢者率及び要介護度1から5まで、とりあえずそのくらいをご説明願えればと思っております。

あと、ついでに、じゃ審査会について説明してください。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 認定を毎年受けなければいけないのかというご質問でございますが、今、更新の期間が最大2年でございまして、最大で2年、1年の人もいるという状況でございます。

要介護1から5までの人数でございますが、合計ですと、8月18日現在で408人です。

区別に申し上げますと、須賀が44人、浜が40人、高山田が9人、久保が55人、新町が74人、六軒町が27人、岩和田が54人、実谷が24人、上布施が33人、御宿台が48人で合計が408人でございます。

判定に個人の負担はございません。

審査会についてでございますが、現在、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、介護を必要とされる方がどれくらいの介護が必要かを審査判定する介護認定審査会の設置と運営の業務を行っております。

審査、判定は、まず町で申請を受け付けまして、町の調査員がお宅を訪問し、認定調査を行います。調査した調査票の項目及び主治医、お医者さんの意見書を、全国一律の判定ソフトによりまして、申請者の介護の必要量を統計的な手法を用いて集計しまして、介護にかかる手間を要介護認定等を基準時間として、非該当から要介護5までの8段階に区別する一次判定というのを行います。

その後、医療、保健、福祉の専門家から成る介護認定審査会、これは広域でやっていただいておりますが、において、一次判定で評価し切れない介護の手間を訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を加味した上で、その人にどれくらいの介護が必要か、二次判定を行い、要介護度の判定をしているということでございます。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口です。

先ほど言われましたけれども、介護度、低下した事例はあるのか。ケアをしているということもありますけれども、じゃ、現実的に御宿町で四百何名ですか、404名ですか、実際に広域のほうで検査しているのは606名と、この差は何なんでしょうか。

それはいいとして、それと今、地域再生計画、CCRCも進んでおりますけれども、こういう中で、現住所特例ですね、住所地特例ですか、そういう中で、御宿に住んでいた人が町外の施設にいる人が何人くらいいるのか。また、町内に町外から来た特例を持った人はどのくらいか。

それと、現住所特例で御宿の施設に入った場合、全く御宿町の負担はゼロ円なのか。あるいは、介護サービス等諸費、高額介護サービス等、介護予防事業、包括支援事業費等の任意事業など、一切御宿町に負担はかからないというような話をCCRCのときにちばぎん総研の人がしておりましたけれども、実際にゼロ円なのかどうか。介護認定の負担金も現住所の市町村が負担しているのか。現住所の特例の入居者に関して、さっき言ったとおりの形になっているのかということ。

それと最後に、運営協議会費、4万8,000円、これはどういう形で運営しているのか。

それと今話したのは、広域で全部やっているような話を聞いているんですが、地域別にやっていて、御宿は御宿である程度の受け付けたものを行っているという形を聞いておるんですけども、どこにでも出せるという話なんですけれども、直近のところへね。御宿でも御宿エリアのものを認定審査やっているということを知っておりますけれども、その辺をあわせてお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 介護の低下というのは、悪くなったほうですか。介護の低下といたしますのは、状態が悪くなったほうのほうですか。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 介護認定が例えば3だった人が、ケアして2に下がったとか、要介護度2の人が1に、要するにケアしたものがそういう成果があったかということです。

○議長（大地達夫君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 更新のときに改善した人につきましては、1段階の改善が58人、2段階改善した人が23人、3段階改善した人が7人、4段階改善した人が1人、合計89人という状況でございます。

次に、住所地特例でございますが、御宿町民で特例を受けて町外施設に入居している方につきましては44人となっております。逆に、町外から御宿町に特例を受けて入居している人数は99人です。この場合、御宿町の負担はゼロなのかということでございますが、介護保険、医療保険につきましてはゼロでございます。それ以外、もちろん住民票がありますので、住民税がかかれば住民税を払っていただきますが、逆に町の行政サービスもさせていただくということでございます。

それから、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費等々の御宿町の負担については、介護保険の範囲内でございますので、御宿町の負担はございません。

それから、広域の認定審査会といたしますのは、8つの合議体がございまして、御宿、勝浦、大多喜で一グループで4つの合議体、いすみ市で4つの合議体となっておりますが、御宿町は、1つ合議体を持っております。御宿の先生が委員長になってやっただけでございますが、これについては、月に1回から多くて2回ほど開催させていただいております。

御宿の場合は、勝浦、大多喜の合議体のほかの3合議体に審査を出すこともできますし、場合によっては、いすみ市のグループに審査をお願いすることもできるという状況でございます。

介護保険の運営協議会でございますが、28年度の当初予算額は4万8,000円でしたが、会議の開催がございませんでしたので、丸々不用額となっております。これにつきましては、介護保険事業計画の策定ですね、これは本年度行う予定なんですけど、あと、変更に関する事項等があった場合に開催するというところでございまして、28年度は特に開催はいたしませんでした。

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） 今、御宿版CCRC、地方再生計画が進んでおりますけれども、今生

きている私たち住民が何を一番望んでいるか、希望しているか、必要かと、訪問介護、訪問看護、このさらなる充実、これが一番今必要としているものなんですよ。そういう計画、全部聞いておりますけれども、さらなるそういう形で施策の充実を図っていただきたいということで、質問を終わります。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

はい、大野君。

○9番（大野吉弘君） 13号の説明に何分ぐらいかかりますか。

○議長（大地達夫君） 説明時間は大体どのぐらいかかりますか。

（「20分ぐらいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 20分ぐらいでよろしいですか。ということでした。

会議時間の延長をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

そのまま続けます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第13、議案第13号 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございます。決算書の127ページをご覧ください。

平成28年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額43億5,058万1,589円、歳出総額41億9,659万3,459円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億5,398万8,130円となり、この額から平成29年度へ繰り越すべき財源、937万1,880円を差し引いた実質収支は、1億4,461万6,250円で、実質収支の額の標準財政規模に対する割合は6%となりました。

歳入決算の状況でございます。決算概要の7ページをご覧ください。

歳入総額は43億5,058万2,000円で、前年度と比較し6億6,182万9,000円、17.9%の増となりました。

主な特徴についてご説明いたします。

1款町税は8億8,061万4,000円で、売上本数の減により町たばこ税が293万3,000円の減、地価の下落の影響により固定資産税のうち土地が287万1,000円の減となるなど、前年度比360万4,000円の減となりました。

また、徴収率は、現年度分は97.79%と前年度比0.21ポイント上昇しましたが、滞納繰り越し分が14.77%と4.03ポイント下がり、全体では前年度と同じ88.43%でした。

町税のうち増減に特徴のある税目を説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、町民税のうち法人税割は583万2,000円で、標準税率が12.3%から9.7%へ改正されたことなどにより、前年度比231万1,000円の減となりました。

固定資産税のうち土地は1億4,634万5,000円で、地価下落の影響により前年度比287万1,000円の減となりました。

固定資産税のうち償却資産は6,015万2,000円で、設備投資の増の影響により前年度比426万円の増となりました。

軽自動車税は1,673万5,000円で、標準税率の引き上げや経年車重課の導入などにより前年度比264万5,000円の増となりました。

町たばこ税は3,573万9,000円で、売上本数の減により前年度比293万3,000円の減となりました。

7ページにお戻りください。

2款地方譲与税以降は、内容や増減に特徴のある項目について説明いたします。

6款地方消費税交付金は1億1,006万2,000円で、円高・原油安の影響により前年度比1,570万4,000円の減となりました。

10款地方交付税は12億4,754万5,000円で、測定単位である人口の基準が平成22年度国勢調査時の7,738人から平成27年度国勢調査速報値の7,313人となったことを要因として、普通交付税が11億6,484万4,000円と1,595万9,000円の減となったことで、前年度比1,969万円の減となりました。

12款分担金及負担金は1億8,202万9,000円で、いすみ市からのごみ処理負担金が646万8,000円の減となったことに伴い、負担金が727万9,000円の減となり、また、漁礁整備事業や漁港整備事業などの事業費減に伴う受益者分担金の減により、分担金が1,700万2,000円の減となったため、前年度比2,428万1,000円の減となりました。

14款国庫支出金は2億4,461万4,000円で、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金が4,115万1,000円の皆増、地方創生加速化交付金が1,744万円の皆増となったものの、地域住民生活等緊急支援交付金の5,964万4,000円の皆減や社会保障・税番号制度システム整備費補助金の1,477万4,000円の減により、前年度比397万9,000円の減となりました。

15款県支出金は1億8,487万円で、中学校太陽光パネル設置事業、漁礁設置事業の終了などに伴い、県補助金が4,010万5,000円の減となったことで、前年度比2,931万7,000円の減となりました。

17款寄附金は8,829万6,000円で、本町のふるさと納税へ多くの方々から支援をいただき、前年度比2,322万5,000円の増となりました。

18款繰入金は2億8,930万4,000円で、認定こども園建設に伴い、児童福祉施設建設等基金繰入金が1億6,792万5,000円の増、公共施設維持管理費の増に伴い、公共施設維持管理基金繰入金が6,076万1,000円の増となるなど、前年度比2億6,344万7,000円の増となりました。

21款町債は6億658万円で、認定こども園建設事業債の3億4,420万円の増、防災行政無線デジタル化事業に活用した防災施設整備事業債の4,910万円の皆増などで、前年度比4億788万円の増となりました。

なお、臨時財政対策債は1億3,418万円で、2,132万円の減となりました。

次に、歳出決算の状況でございます。

11ページをご覧ください。

歳出総額は41億9,659万3,000円で、前年度比7億6,208万6,000円、22.2%の増となりました。翌年度への繰り越し事業費を除いた執行率は97.3%でございます。

目的別歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款議会費は7,194万5,000円で、議員の欠員の解消に伴い、議員報酬等が256万9,000円の増となったものの、議員共済費が550万9,000円の減となるなど、前年度比280万5,000円の減となりました。

2款総務費は9億1,983万8,000円で、防災行政無線デジタル化事業費4,914万円の支出や、防災行政無線施設整備基金の設置及び積立金2,500万円の支出、庁内電算システムの情報セキュリティ強化対策事業費2,955万9,000円の支出などにより、前年度比1億5,479万6,000円の増となりました。

3款民生費は14億6,254万3,000円で、認定こども園建設事業費5億3,184万円の支出や、平成27年度から繰り越した年金生活者等支援臨時福祉給付金事業3,926万6,000円の支出、国の補正予算で措置された経済対策分臨時福祉給付金事業費1,181万2,000円の支出などにより、前年度比5億4,160万4,000円の増となりました。

4款衛生費は5億2,683万6,000円で、清掃センター施設補修事業費が545万4,000円の増や、いすみ市への火葬業務負担金が468万1,000円の増、清掃センターの設備故障に伴う稼働停止期間の可燃ごみ処理委託費374万8,000円の支出などにより、前年度比2,169万3,000円の増となりました。

5款農林水産業費は6,737万7,000円で、漁礁整備事業費の2,627万6,000円の減や漁港整備事業費が1,080万8,000円の減となるなど、前年度比5,212万8,000円の減となりました。

6款商工費は1億3,069万円で、観光イベント業務委託費の255万3,000円の増や成田空港への高速バス実証運行負担金202万9,000円の支出があるものの、平成27年度には御宿海岸利活用計画策定事業費2,071万4,000円やプレミアム付き商品券発行事業費1,862万7,000円の支出があったことなどにより、前年度比3,906万4,000円の減となりました。

7款土木費は1億2,616万9,000円で、平成27年度には地曳橋補修事業費1,783万1,000円の支出がありましたが、文教橋の詳細設計業務委託費656万6,000円の支出や町内橋梁点検事業費1,922万4,000円の支出、町道の維持及び改良に係る事業費が3,098万3,000円の増となるなど、前年度比4,396万円の増となりました。

8款消防費は2億2,841万2,000円で、消防分団員活動費270万円の支出や消防自動車購入事業費が1,342万8,000円の増となるなど、前年度比1,924万6,000円の増となりました。

9款教育費は2億5,483万2,000円で、平成27年度に中学校太陽光パネル設置事業費2,105万5,000円の支出がありましたが、公民館空調設備改修事業費2,399万4,000円や公民館アスベスト除去事業費2,039万7,000円、旧岩和田小学校体育館雨漏り改修工事費606万4,000円の支出などにより、前年度比5,789万7,000円の増となりました。

10款災害復旧事業費は1,537万2,000円で、平成28年台風9号に伴う御宿小学校校舎災害復旧事業費378万2,000円や地域福祉センター災害復旧事業費374万2,000円の支出などにより、1,537万2,000円の皆増となりました。

11款公債費は3億9,257万9,000円で、平成16年度に借り入れた中学校建設事業債などが完済したことによる減があるものの、平成24年に借り入れた臨時財政対策債や平成25年度に借り入れた中山間地域総合整備事業債の据え置き期間の終了に伴う返還金の増などにより、前年度比151万6,000円の増となりました。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては決算概要の14ページ、財政指標等の状況につきましては17ページから19ページに、その他平成28年度に実施した主要事業及びゼロ予算事業並びに町債、町有財産の状況についても決算の概要にまとめてございますので、ご参照ください。

以上、平成28年度の歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいた事項は充分分析を行った上で、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成29年7月18日と21日に役場会議室におきまして、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令

に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数並びに会計記録につきましては正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成28年度御宿町決算審査意見書にご報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） 本日は議案第13号 平成28年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明、監査委員報告までとし、質疑、討論、採決については19日に行います。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

19日は午前9時30分から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時10分）